

0001

2-1 募集型企画旅行 > 適用・契約成立・契約書面 | 難易度：基礎

適用・契約成立・契約書面について、次の記述A・Bの正誤の組合せとして正しいものはどれか。

A：旅行者から個別の依頼を受けて、その依頼内容に沿って旅行計画を作成する旅行である。

B：本邦内を出発し、短時間でも外国領域に立ち寄る旅行

ア：二つの記述はいずれも妥当である。

イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。

ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。

エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。「A・Bとも適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは不適切）と一致しない。

イ：誤り。「Aのみ適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは不適切）と一致しない。

ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは不適切）と一致しない。

エ：正しい。Aは不適切、Bは不適切である。A：旅行者の依頼により計画を作るのは受注型企画旅行の基本的な特徴である。B：本邦外を含むため、約款上の国内旅行ではない。

総合解説：Aは不適切、Bは不適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：旅行者の依頼により計画を作るのは受注型企画旅行の基本的な特徴である。Bの根拠：本邦外を含むため、約款上の国内旅行ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0002

2-1 募集型企画旅行 > 適用・契約成立・契約書面 | 難易度：基礎

適用・契約成立・契約書面について、次のうち正しいものはどれか。

ア：手配代行者に任せられるのは宿泊手配だけで、運送手配は含まれない。

イ：旅行日程のすべてが本邦内で完結する旅行

ウ：旅行開始後にのみ旅行代金へ充当される。

エ：予約承諾の通知を発した時点で必ず契約が成立する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。代行対象は宿泊手配だけに限定されていない。

イ：正しい。約款では、本邦内のみの旅行を国内旅行と定義している。

ウ：誤り。旅行開始後まで充当が保留される制度ではない。

エ：誤り。通常の電話予約と通信契約の成立時期を混同している。

総合解説：正答は「旅行日程のすべてが本邦内で完結する旅行」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0003

2-1 募集型企画旅行 > 適用・契約成立・契約書面 | 難易度：基礎

適用・契約成立・契約書面に関して、取扱い・内容として適切でないものを選びなさい。

ア：旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱われる。

イ：旅行業者は、その予約がなかったものとして取り扱う。

ウ：利用予定の宿泊機関等を限定して列挙し、契約書面に定める日までに確定状況を記載した確定書面を交付する。

エ：旅行者が選んだすべての旅行サービスの品質を無条件に保証すること

答え・解説

正答：エ

ア：適切である。申込金は、旅行代金又は取消料・違約料の一部として取り扱われる。

イ：適切である。所定期間内に申込金提出又は会員番号等の通知がない場合、旅行業者は予約がなかったものとして扱う。

ウ：適切である。未確定事項がある場合は予定先等を限定列挙し、所定期限までに確定書面を交付する。確定書面交付後は、その記載により手配・旅程管理義務の範囲が特定される。

エ：誤りである。旅行業者は各サービスの品質を無条件に保証する立場ではない。

総合解説：不適切なのは「旅行者が選んだすべての旅行サービスの品質を無条件に保証すること」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：旅行業者は各サービスの品質を無条件に保証する立場ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0004

2-1 募集型企画旅行 > 適用・契約成立・契約書面 | 難易度：標準

適用・契約成立・契約書面に関し、「手配の全部又は一部を、本邦内又は本邦外の他の旅行業者その他の補助者に代行させることができる。」という結論を支える根拠はどれか。

ア：通常申込みでは申込金を伴う手続が定められている。

イ：約款上、旅行代金等の一部として扱われる。

ウ：追加措置の費用を旅行業者が常に負担するとは定められていない。

エ：約款は、手配の全部又は一部を国内外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることを認めている。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この肢は「通常申込みでは申込金を伴う手続が定められている。」という関連事項を説明しているが、設問の「手配の全部又は一部を、本邦内又は本邦外の他の旅行業者その他の補助者に代行させることができる。」を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この肢は「約款上、旅行代金等の一部として扱われる。」という関連事項を説明しているが、設問の「手配の全部又は一部を、本邦内又は本邦外の他の旅行業者その他の補助者に代行させることができる。」を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この肢は「追加措置の費用を旅行業者が常に負担するとは定められていない。」という関連事項を説明しているが、設問の「手配の全部又は一部を、本邦内又は本邦外の他の旅行業者その他の補助者に代行させることができる。」を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。約款は、手配の全部又は一部を国内外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることを認めている。

総合解説：設問の記述を直接支えるのは「約款は、手配の全部又は一部を国内外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることを認めている。」。他の3肢は同じ細分類に係る事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0005

2-1 募集型企画旅行 > 適用・契約成立・契約書面 | 難易度：基礎

適用・契約成立・契約書面について、次のA・Bを個別に判断し、正しい組合せを選びなさい。

A：旅行者は所定の申込書に所定事項を記入し、旅行業者が別に定める申込金とともに提出する。

B：契約申込時に申し出、旅行業者は可能な範囲内で応じ、旅行者のために講じた特別な措置の費用は原則として旅行者が負担する。

ア：二つの記述はいずれも妥当である。

イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。

ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。

エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。Aは適切、Bは適切である。A：通常申込みでは、所定の申込書と旅行業者が別に定める申込金の提出が基本である。B：約款は申込時の申出を求め、旅行業者は可能な範囲で対応し、特別措置費用は旅行者負担としている。

イ：誤り。「Aのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは適切）と一致しない。

ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは適切）と一致しない。

エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは適切）と一致しない。

総合解説：Aは適切、Bは適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：通常申込みでは、所定の申込書と旅行業者が別に定める申込金の提出が基本である。Bの根拠：約款は申込時の申出を求め、旅行業者は可能な範囲で対応し、特別措置費用は旅行者負担としている。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0006

2-1 募集型企画旅行 > 適用・契約成立・契約書面 | 難易度：基礎

適用・契約成立・契約書面に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

ア：旅行者は旅行代金の100%を違約料として支払わなければならない。

イ：宿泊機関等が未確定なら契約書面自体を交付しなくてよい。

ウ：旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱われる。

エ：旅行中に生じるすべての損害を原因にかかわらず賠償すること

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。予約段階で一律100%の違約料が生じる規定ではない。

イ：誤り。未確定事項があっても契約書面の交付義務がなくなるわけではない。

ウ：正しい。申込金は、旅行代金又は取消料・違約料の一部として取り扱われる。

エ：誤り。損害賠償責任の有無は約款上の責任要件に従って判断される。

総合解説：正答は「旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱われる。」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0007

2-1 募集型企画旅行 > 適用・契約成立・契約書面 | 難易度：標準

適用・契約成立・契約書面について、次のうち誤っているものはどれか。

ア：特別な配慮を必要とする旅行者は募集型企画旅行に参加できない。

イ：予約承諾の時点では契約は成立しておらず、旅行者は旅行業者が定める期間内に所定の申込手続を行う必要がある。

ウ：旅行業者は、その予約がなかったものとして取り扱う。

エ：旅行業者が契約締結を承諾し、申込金を受理した時

答え・解説

正答：ア

ア：誤りである。特別な配慮が必要であることだけで参加を一律に排除する規定ではない。

イ：適切である。電話等による予約では予約時点では契約は成立せず、定められた期間内に申込書・申込金等の手続が必要である。

ウ：適切である。所定期間内に申込金提出又は会員番号等の通知がない場合、旅行業者は予約がなかったものとして扱う。

エ：適切である。通常契約は、旅行業者の承諾と申込金の受理がそろった時に成立する。

総合解説：不適切なのは「特別な配慮を必要とする旅行者は募集型企画旅行に参加できない。」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：特別な配慮が必要であることだけで参加を一律に排除する規定ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0008

2-1 募集型企画旅行 > 適用・契約成立・契約書面 | 難易度：標準

適用・契約成立・契約書面について、「予約承諾の時点では契約は成立しておらず、旅行者は旅行業者が定める期間内に所定の申込手続を行う必要がある。」とする理由として最も適切なものを選びなさい。

ア：広告・パンフレットの交付だけで個別契約は成立しない。

イ：電話等による予約では予約時点では契約は成立せず、定められた期間内に申込書・申込金等の手続が必要である。

ウ：確定書面が交付された場合、その記載により義務の対象となる旅行サービスの範囲が特定される。

エ：本邦外を含むため、約款上の国内旅行ではない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この肢は「広告・パンフレットの交付だけで個別契約は成立しない。」という関連事項を説明しているが、設問の「予約承諾の時点では契約は成立しておらず、旅行者は旅行業者が定める期間内に所定の申込手続を行う必要がある。」を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。電話等による予約では予約時点では契約は成立せず、定められた期間内に申込書・申込金等の手続が必要である。

ウ：誤り。この肢は「確定書面が交付された場合、その記載により義務の対象となる旅行サービスの範囲が特定される。」という関連事項を説明しているが、設問の「予約承諾の時点では契約は成立しておらず、旅行者は旅行業者が定める期間内に所定の申込手続を行う必要がある。」を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この肢は「本邦外を含むため、約款上の国内旅行ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「予約承諾の時点では契約は成立しておらず、旅行者は旅行業者が定める期間内に所定の申込手続を行う必要がある。」を直接支える根拠ではない。

総合解説：設問の記述を直接支えるのは「電話等による予約では予約時点では契約は成立せず、定められた期間内に申込書・申込金等の手続が必要である。」。他の3肢は同じ細分類に係る事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0009

2-1 募集型企画旅行 > 適用・契約成立・契約書面 | 難易度：標準

適用・契約成立・契約書面に関するA・Bの記述を検討したとき、正しい正誤の組合せはどれか。

A：旅行業者は、その予約がなかったものとして取り扱う。

B：利用予定の宿泊機関等を限定して列挙し、契約書面に定める日までに確定状況を記載した確定書面を交付する。

ア：二つの記述はいずれも妥当である。

イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。

ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。

エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。Aは適切、Bは適切である。A：所定期間内に申込金提出又は会員番号等の通知がない場合、旅行業者は予約がなかったものとして扱う。B：未確定事項がある場合は予定先等を限定列挙し、所定期限までに確定書面を交付する。確定書面交付後は、その記載により手配・旅程管理義務の範囲が特定される。

イ：誤り。「Aのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは適切）と一致しない。

ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは適切）と一致しない。

エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは適切）と一致しない。

総合解説：Aは適切、Bは適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：所定期間内に申込金提出又は会員番号等の通知がない場合、旅行業者は予約がなかったものとして扱う。Bの根拠：未確定事項がある場合は予定先等を限定列挙し、所定期限までに確定書面を交付する。確定書面交付後は、その記載により手配・旅程管理義務の範囲が特定される。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0010

2-1 募集型企画旅行 > 適用・契約成立・契約書面 | 難易度：標準

適用・契約成立・契約書面に関する取扱いとして、最も妥当な記述はどれか。

ア：旅行業者が承諾通知を作成した時

イ：確定書面は旅行終了後30日以内に交付すればよい。

ウ：旅行業者が契約締結を承諾し、申込金を受理した時

エ：旅行者自身が作成した旅程に対し、旅行業者が相談だけを行う旅行である。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。承諾通知を作成しただけでは到達していない。

イ：誤り。確定書面は旅行開始前を基本とする所定期限までに交付する。

ウ：正しい。通常契約は、旅行業者の承諾と申込金の受理がそろった時に成立する。

エ：誤り。旅行相談は企画旅行契約とは別の契約類型である。

総合解説：正答は「旅行業者が契約締結を承諾し、申込金を受理した時」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0011

2-1 募集型企画旅行 > 適用・契約成立・契約書面 | 難易度：標準

適用・契約成立・契約書面に関する次の記述のうち、不適切なものはどれか。

ア：旅行業者が旅行者の募集のために、あらかじめ目的地・日程・運送又は宿泊サービスの内容・旅行代金を定めた旅行計画を作成し、これにより実施する旅行である。

イ：旅行者が定められた旅行日程に従って旅行サービスを受けられるよう手配し、旅程を管理すること

ウ：旅行者は所定の申込書に所定事項を記入し、旅行業者が別に定める申込金とともに提出する。

エ：旅行者が旅行代金の最終支払いを終えた時

答え・解説

正答：エ

ア：適切である。募集型企画旅行は、旅行業者が募集のために事前に旅行計画と旅行代金等を定めて実施する企画旅行である。

イ：適切である。募集型企画旅行契約では、旅行サービスを受けられるように手配し、旅程を管理することを旅行業者が引き受ける。

ウ：適切である。通常申込みでは、所定の申込書と旅行業者が別に定める申込金の提出が基本である。

エ：誤りである。最終支払完了時を契約成立時期とする規定ではない。

総合解説：不適切なのは「旅行者が旅行代金の最終支払いを終えた時」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：最終支払完了時を契約成立時期とする規定ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0012

2-1 募集型企画旅行 > 適用・契約成立・契約書面 | 難易度：応用

適用・契約成立・契約書面に關し、「利用予定の宿泊機関等を限定して列挙し、契約書面に定める日までに確定状況を記載した確定書面を交付する。」という取扱いを直接裏付ける説明はどれか。

ア：私的支出の精算は募集型企画旅行契約の基本的義務ではない。

イ：未確定事項がある場合は予定先等を限定列挙し、所定期限までに確定書面を交付する。確定書面交付後は、その記載により手配・旅程管理義務の範囲が特定される。

ウ：申込金が常に返還不能の事務手数料になるわけではない。

エ：予約が無期限に維持される規定ではない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この肢は「私的支出の精算は募集型企画旅行契約の基本的義務ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「利用予定の宿泊機関等を限定して列挙し、契約書面に定める日までに確定状況を記載した確定書面を交付する。」を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。未確定事項がある場合は予定先等を限定列挙し、所定期限までに確定書面を交付する。確定書面交付後は、その記載により手配・旅程管理義務の範囲が特定される。

ウ：誤り。この肢は「申込金が常に返還不能の事務手数料になるわけではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「利用予定の宿泊機関等を限定して列挙し、契約書面に定める日までに確定状況を記載した確定書面を交付する。」を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この肢は「予約が無期限に維持される規定ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「利用予定の宿泊機関等を限定して列挙し、契約書面に定める日までに確定状況を記載した確定書面を交付する。」を直接支える根拠ではない。

総合解説：設問の記述を直接支えるのは「未確定事項がある場合は予定先等を限定列挙し、所定期限までに確定書面を交付する。確定書面交付後は、その記載により手配・旅程管理義務の範囲が特定される。」。他の3肢は同じ細分類に係る事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0013

2-1 募集型企画旅行 > 契約内容変更・旅行代金・旅行者交替 | 難易度：標準

契約内容変更・旅行代金・旅行者交替について、A・Bそれぞれの正誤を判断し、適切な組合せを選びなさい。

A：旅行業者は理由を説明せず自由に契約内容を変更できる。

B：緊急でやむを得ない場合は、契約内容を変更した後に説明することができる。

ア：二つの記述はいずれも妥当である。

イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。

ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。

エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。「A・Bとも適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは適切）と一致しない。

イ：誤り。「Aのみ適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは適切）と一致しない。

ウ：正しい。Aは不適切、Bは適切である。A：約款は説明を求めている。B：約款は、緊急の場合でやむを得ないときは変更後の説明を認めている。

エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは適切）と一致しない。

総合解説：Aは不適切、Bは適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：約款は説明を求めている。Bの根拠：約款は、緊急の場合でやむを得ないときは変更後の説明を認めている。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0014

2-1 募集型企画旅行 > 契約内容変更・旅行代金・旅行者交替 | 難易度：標準

契約内容変更・旅行代金・旅行者交替について、次の記述の中から正しいものを一つ選びなさい。

ア：緊急でやむを得ない場合は、契約内容を変更した後に説明することができる。

イ：一週間前を期限として通知する。

ウ：契約内容変更による費用の減少が生じても旅行代金を減額することはできない。

エ：旅行者の判断だけで自由に交替でき、旅行業者への連絡は不要である。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。約款は、緊急の場合でやむを得ないときは変更後の説明を認めている。

イ：誤り。7日前では所定期限を満たさない。

ウ：誤り。費用の減少についても旅行代金変更の対象となり得る。

エ：誤り。旅行業者の承諾が必要である。

総合解説：正答は「緊急でやむを得ない場合は、契約内容を変更した後に説明することができる。」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0015

2-1 募集型企画旅行 > 契約内容変更・旅行代金・旅行者交替 | 難易度：標準

契約内容変更・旅行代金・旅行者交替に関する取扱いとして、妥当でない記述はどれか。

ア：原則としてその費用増減の範囲内で変更できるが、サービス提供中にもかかわらず座席・部屋等の不足が生じたことによる費用増加は除かれる。

イ：公示運賃が増額されても旅行代金は絶対に変更できない。

ウ：旅行業者所定の用紙に所定事項を記入し、所定の手数料とともに提出する。

エ：緊急でやむを得ない場合は、契約内容を変更した後に説明することができる。

答え・解説

正答：イ

ア：適切である。契約内容変更に伴う費用増減の範囲内で旅行代金を変更できるが、提供可能なサービスの座席・部屋不足に起因する費用増加は除外される。

イ：誤りである。一定の場合には増額が認められる。

ウ：適切である。約款では、所定用紙への記入と所定手数料を伴う承諾申請を定めている。

エ：適切である。約款は、緊急の場合でやむを得ないときは変更後の説明を認めている。

総合解説：不適切なのは「公示運賃が増額されても旅行代金は絶対に変更できない。」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：一定の場合には増額が認められる。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0016

2-1 募集型企画旅行 > 契約内容変更・旅行代金・旅行者交替 | 難易度：標準

契約内容変更・旅行代金・旅行者交替について、次の記述「法定の早期通知期限である15日目より前に通知する。」を正しいと判断する根拠として最も適切なものはどれか。

。

ア：減額分を当然に保持できる規定ではない。

イ：座席・部屋不足による費用増加はむしろ除外されている。

ウ：約款は、運賃・料金の変動による旅行代金増額の場合、旅行開始日の前日から起算して15日目に当たる日より前の通知を求めている。

エ：旅行業者の責めによらない人数変更が要件である。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この肢は「減額分を当然に保持できる規定ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「法定の早期通知期限である15日目より前に通知する。」を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この肢は「座席・部屋不足による費用増加はむしろ除外されている。」という関連事項を説明しているが、設問の「法定の早期通知期限である15日目より前に通知する。」を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。約款は、運賃・料金の変動による旅行代金増額の場合、旅行開始日の前日から起算して15日目に当たる日より前の通知を求めている。

エ：誤り。この肢は「旅行業者の責めによらない人数変更が要件である。」という関連事項を説明しているが、設問の「法定の早期通知期限である15日目より前に通知する。」を直接支える根拠ではない。

総合解説：設問の記述を直接支えるのは「約款は、運賃・料金の変動による旅行代金増額の場合、旅行開始日の前日から起算して15日目に当たる日より前の通知を求めている。」。他の3肢は同じ細分類に關係する事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0017

2-1 募集型企画旅行 > 契約内容変更・旅行代金・旅行者交替 | 難易度：基礎

契約内容変更・旅行代金・旅行者交替に関する次のA・Bをそれぞれ判定した場合、正しい組合せはどれか。

A：旅行代金は減額せず、代わりに必ず旅行券を交付する。

B：契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがある。

ア：二つの記述はいずれも妥当である。

イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。

ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。

エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。「A・Bとも適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは適切）と一致しない。

イ：誤り。「Aのみ適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは適切）と一致しない。

ウ：正しい。Aは不適切、Bは適切である。A：旅行券交付で代替する規定ではない。B：利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載し、旅行業者の責めによらず人数が変わった場合は、その記載に従い旅行代金を変更できる。

エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは適切）と一致しない。

総合解説：Aは不適切、Bは適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：旅行券交付で代替する規定ではない。Bの根拠：利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載し、旅行業者の責めによらず人数が変わった場合は、その記載に従い旅行代金を変更できる。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0018

2-1 募集型企画旅行 > 契約内容変更・旅行代金・旅行者交替 | 難易度：応用

契約内容変更・旅行代金・旅行者交替に関して、取扱い・内容として適切なものを選びなさい。

ア：原則としてその費用増減の範囲内で変更できるが、サービス提供中にもかかわらず座席・部屋等の不足が生じたことによる費用増加は除かれる。

イ：旅行開始後にしか交替申請できない。

ウ：事前説明ができなければ契約内容は一切変更できない。

エ：旅行代金は減額せず、代わりに必ず旅行券を交付する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。契約内容変更に伴う費用増減の範囲内で旅行代金を変更できるが、提供可能なサービスの座席・部屋不足に起因する費用増加は除外される。

イ：誤り。旅行開始後のみという制限はない。

ウ：誤り。安全確保のための緊急変更まで禁止していない。

エ：誤り。旅行券交付で代替する規定ではない。

総合解説：正答は「原則としてその費用増減の範囲内で変更できるが、サービス提供中にもかかわらず座席・部屋等の不足が生じたことによる費用増加は除かれる。」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0019

2-1 募集型企画旅行 > 契約内容変更・旅行代金・旅行者交替 | 難易度：標準

契約内容変更・旅行代金・旅行者交替について、次の記述の中から誤っているものを一つ選べなさい。

- ア：旅行業者の承諾を得れば、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができる。
イ：旅行業者所定の用紙に所定事項を記入し、所定の手数料とともに提出する。
ウ：承諾があった時に契約上の地位の譲渡が効力を生じ、譲受人は当該契約に関する一切の権利・義務を承継する。
エ：人数変更があれば契約書面の記載に関係なく必ず旅行代金を2倍にする。

答え・解説

正答：エ

ア：適切である。旅行者は旅行業者の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡できる。
イ：適切である。約款では、所定用紙への記入と所定手数料を伴う承諾申請を定めている。
ウ：適切である。約款上、旅行業者の承諾時に譲渡が効力を生じ、譲受人が権利・義務を承継する。
エ：誤りである。変更額は契約書面に従うため一律2倍ではない。
総合解説：不適切なのは「人数変更があれば契約書面の記載に関係なく必ず旅行代金を2倍にする。」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：変更額は契約書面に従うため一律2倍ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0020

2-1 募集型企画旅行 > 契約内容変更・旅行代金・旅行者交替 | 難易度：基礎

契約内容変更・旅行代金・旅行者交替について、「旅行業者の承諾を得れば、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができる。」を裏付ける説明として最も妥当なものはどれか。

- ア：承継対象は権利だけでなく義務も含む。
イ：緊急変更と旅行代金の自由な増額は別問題である。
ウ：旅行者は旅行業者の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡できる。
エ：前日では遅い。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この肢は「承継対象は権利だけでなく義務も含む。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行業者の承諾を得れば、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができる。」を直接支える根拠ではない。
イ：誤り。この肢は「緊急変更と旅行代金の自由な増額は別問題である。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行業者の承諾を得れば、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができる。」を直接支える根拠ではない。
ウ：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。旅行者は旅行業者の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡できる。
エ：誤り。この肢は「前日では遅い。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行業者の承諾を得れば、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができる。」を直接支える根拠ではない。
総合解説：設問の記述を直接支えるのは「旅行者は旅行業者の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡できる。」。他の3肢は同じ細分類に関係する事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0021

2-1 募集型企画旅行 > 契約内容変更・旅行代金・旅行者交替 | 難易度：標準

契約内容変更・旅行代金・旅行者交替について、次の記述A・Bの正誤の組合せとして正しいものはどれか。

- A：旅行開始後にしか交替申請できない。
- B：緊急時は変更理由を永久に説明しなくてよい。
- ア：二つの記述はいずれも妥当である。
- イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。
- ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。
- エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。「A・Bとも適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは不適切）と一致しない。
イ：誤り。「Aのみ適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは不適切）と一致しない。
ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは不適切）と一致しない。
エ：正しい。Aは不適切、Bは不適切である。A：旅行開始後のみという制限はない。B：事後であっても説明は必要である。
総合解説：Aは不適切、Bは不適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：旅行開始後のみという制限はない。Bの根拠：事後であっても説明は必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0022

2-1 募集型企画旅行 > 契約内容変更・旅行代金・旅行者交替 | 難易度：応用

- 契約内容変更・旅行代金・旅行者交替について、次のうち正しいものはどれか。
- ア：承諾があった時に契約上の地位の譲渡が効力を生じ、譲受人は当該契約に関する一切の権利・義務を承継する。
 - イ：旅行業者は理由を説明せず自由に契約内容を変更できる。
 - ウ：緊急時は変更理由を永久に説明しなくてよい。
 - エ：旅行代金の変更は宿泊料金が変動した場合にしか認められない。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。約款上、旅行業者の承諾時に譲渡が効力を生じ、譲受人が権利・義務を承継する。
イ：誤り。約款は説明を求めている。
ウ：誤り。事後であっても説明は必要である。
エ：誤り。この条項は運送機関の適用運賃・料金の著しい変動を対象とする。
総合解説：正答は「承諾があった時に契約上の地位の譲渡が効力を生じ、譲受人は当該契約に関する一切の権利・義務を承継する。」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0023

2-1 募集型企画旅行 > 旅行者・旅行業者の解除権・取消料 | 難易度：基礎

旅行者・旅行業者の解除権・取消料に関して、取扱い・内容として適切でないものを選びなさい。

ア：日帰り旅行の初期取消区分として旅行代金の20%以内を適用する。

イ：旅行業者による重要な契約内容変更があった場合、旅行者は旅行開始前に取消料を支払わず契約を解除できる。

ウ：任意解除では取消料を支払うことはなく、常に全額返金される。

エ：天災地変等により安全かつ円滑な旅行の実施が不可能またはそのおそれが極めて大きい場合、旅行者は旅行開始前に取消料を支払わず契約を解除できる。

答え・解説

正答：ウ

ア：適切である。日帰り旅行では、通常の20%区分が旅行開始日の前日から起算して10日目以降に始まる。
イ：適切である。旅行業者による重要な契約内容変更があった場合、旅行者は旅行開始前に取消料なしで解除できる。

ウ：誤りである。取消時期等に応じた取消料が生じ得る。

エ：適切である。天災地変等により安全かつ円滑な実施が不可能又はそのおそれが極めて大きい場合は、旅行開始前の無取消料解除事由となる。

総合解説：不適切なのは「任意解除では取消料を支払うことはなく、常に全額返金される。」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：取消時期等に応じた取消料が生じ得る。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0024

2-1 募集型企画旅行 > 旅行者・旅行業者の解除権・取消料 | 難易度：標準

旅行者・旅行業者の解除権・取消料に関し、「旅行代金の20%以内（通常の初期取消区分を適用する案）」という結論を支える根拠はどれか。

ア：旅行開始前にも行使できる権利である。

イ：この場合は取消料不要である。

ウ：旅行開始前の段階でみなし解除となり得る。

エ：通常の国内募集型企画旅行では、20日目以降の解除は、より直前の区分に該当しない限り旅行代金の20%以内である。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この肢は「旅行開始前にも行使できる権利である。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行代金の20%以内（通常の初期取消区分を適用する案）」を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この肢は「この場合は取消料不要である。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行代金の20%以内（通常の初期取消区分を適用する案）」を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この肢は「旅行開始前の段階でみなし解除となり得る。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行代金の20%以内（通常の初期取消区分を適用する案）」を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。通常の国内募集型企画旅行では、20日目以降の解除は、より直前の区分に該当しない限り旅行代金の20%以内である。

総合解説：設問の記述を直接支えるのは「通常の国内募集型企画旅行では、20日目以降の解除は、より直前の区分に該当しない限り旅行代金の20%以内である。」。他の3肢は同じ細分類に關係する事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0025

2-1 募集型企画旅行 > 旅行者・旅行業者の解除権・取消料 | 難易度：標準

旅行者・旅行業者の解除権・取消料について、次のA・Bを個別に判断し、正しい組合せを選びなさい。

A：日帰り旅行の初期取消区分として旅行代金の20%以内を適用する。

B：高率モデル：初期40%、前日50%、当日80%、開始後100%とする。

ア：二つの記述はいずれも妥当である。

イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。

ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。

エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。「A・Bとも適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

イ：正しい。Aは適切、Bは不適切である。A：日帰り旅行では、通常の20%区分が旅行開始日の前日から起算して10日目以降に始まる。B：80%という当日区分は通常の国内募集型企画旅行にはない。

ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

総合解説：Aは適切、Bは不適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：日帰り旅行では、通常の20%区分が旅行開始日の前日から起算して10日目以降に始まる。Bの根拠：80%という当日区分は通常の国内募集型企画旅行にはない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0026

2-1 募集型企画旅行 > 旅行者・旅行業者の解除権・取消料 | 難易度：応用

旅行者・旅行業者の解除権・取消料に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

ア：旅行者は増額分だけを拒否して旅行には必ず参加しなければならない。

イ：標準段階モデル：直前期30%、前日40%、当日50%、開始後・無連絡100%とする。

ウ：旅行終了後にのみ解除できる。

エ：直前通知方式として、旅行開始の前日までに中止を知らせる。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。参加を強制する仕組みではない。

イ：正しい。標準約款の通常の国内旅行では、7日目以降30%、前日40%、当日50%、開始後又は無連絡不参加100%が各上限である。

ウ：誤り。解除は旅行開始前に可能である。

エ：誤り。前日では遅い。

総合解説：正答は「標準段階モデル：直前期30%、前日40%、当日50%、開始後・無連絡100%とする。」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0027

2-1 募集型企画旅行 > 旅行者・旅行業者の解除権・取消料 | 難易度：標準

旅行者・旅行業者の解除権・取消料について、次のうち誤っているものはどれか。

ア：取消料を支払うことなく契約を解除できる。

イ：その期日の翌日に旅行者が契約を解除したものとされ、旅行者は取消料に相当する額の違約料を支払う。

ウ：旅行者は必ず旅行代金の50%を取消料として支払う。

エ：旅行代金の20%以内（通常の初期取消区分を適用する案）

答え・解説

正答：ウ

ア：適切である。確定書面を所定期限までに交付しないことは、旅行者の無取消料解除事由である。

イ：適切である。旅行代金の期日未払いでは、翌日に旅行者が解除したものとされ、所定取消料相当額の違約料が生じる。

ウ：誤りである。この場合は取消料不要の解除事由に該当する。

エ：適切である。通常の国内募集型企画旅行では、20日目以降の解除は、より直前の区分に該当しない限り旅行代金の20%以内である。

総合解説：不適切なのは「旅行者は必ず旅行代金の50%を取消料として支払う。」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：この場合は取消料不要の解除事由に該当する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0028

2-1 募集型企画旅行 > 旅行者・旅行業者の解除権・取消料 | 難易度：標準

旅行者・旅行業者の解除権・取消料について、「旅行者は取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除できる。」とする理由として最も適切なものを選びなさい。

ア：旅行業者の故意は要件ではない。

イ：確定書面の期限違反は約款上明示された解除事由である。

ウ：約款に基づく旅行代金増額は、旅行者が旅行開始前に取消料なしで解除できる事由の一つである。

エ：旅行者に責任がない場合に一律100%取消料を課す規定ではない。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この肢は「旅行業者の故意は要件ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行者は取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除できる。」を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この肢は「確定書面の期限違反は約款上明示された解除事由である。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行者は取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除できる。」を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。約款に基づく旅行代金増額は、旅行者が旅行開始前に取消料なしで解除できる事由の一つである。

エ：誤り。この肢は「旅行者に責任がない場合に一律100%取消料を課す規定ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行者は取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除できる。」を直接支える根拠ではない。

総合解説：設問の記述を直接支えるのは「約款に基づく旅行代金増額は、旅行者が旅行開始前に取消料なしで解除できる事由の一つである。」。他の3肢は同じ細分類に関係する事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0029

2-1 募集型企画旅行 > 旅行者・旅行業者の解除権・取消料 | 難易度：標準

旅行者・旅行業者の解除権・取消料に関するA・Bの記述を検討したとき、正しい正誤の組合せはどれか。

- A：旅行者は取消料を支払うことなく契約を解除できる。
- B：旅行者の責めによらなくても必ず取消料100%が必要である。
- ア：二つの記述はいずれも妥当である。
- イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。
- ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。
- エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。「A・Bとも適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。
イ：正しい。Aは適切、Bは不適切である。A：天災地変等により安全かつ円滑な実施が不可能又はそのおそれ
が極めて大きい場合は、旅行開始前の無取消料解除事由となる。B：旅行者に責任がない場合に一律100%取
消料を課す規定ではない。
ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。
エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。
総合解説：Aは適切、Bは不適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：天災地変等
により安全かつ円滑な実施が不可能又はそのおそれが極めて大きい場合は、旅行開始前の無取消料解除事由とな
る。Bの根拠：旅行者に責任がない場合に一律100%取消料を課す規定ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0030

2-1 募集型企画旅行 > 旅行者・旅行業者の解除権・取消料 | 難易度：標準

旅行者・旅行業者の解除権・取消料に関する取扱いとして、最も妥当な記述はどれか。

- ア：取消料を支払うことなく契約を解除できる。
- イ：旅行者は違約料を一切負担しない。
- ウ：旅行代金の10%以内（早期解除向け低率案）
- エ：重要な変更があっても旅行者からは解除できない。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。確定書面を所定期限までに交付しないことは、旅行者の無取消料解除事由である。
イ：誤り。取消料相当額の違約料負担が定められている。
ウ：誤り。10%という区分は標準約款の当該表にない。
エ：誤り。重要変更は旅行者側の無取消料解除事由となる。
総合解説：正答は「取消料を支払うことなく契約を解除できる。」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個
別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0031

2-1 募集型企画旅行 > 旅行者・旅行業者の解除権・取消料 | 難易度：応用

旅行者・旅行業者の解除権・取消料に関する次の記述のうち、不適切なものはどれか。
ア：宿泊旅行の法定型として、13日目に当たる日より前に知らせる。
イ：その期日の翌日に旅行者が契約を解除したものとされ、旅行者は取消料に相当する額の違約料を支払う。
ウ：旅行者は旅行契約全体を必ず解除しなければならない、一部解除はできない。
エ：旅行開始前の解除による払戻しは解除の翌日から7日以内、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払戻しは契約書面記載の旅行終了日の翌日から30日以内

答え・解説

正答：ウ

ア：適切である。宿泊を伴う国内旅行では、最少催行人員不足による中止通知は13日目に当たる日より前に行う。
イ：適切である。旅行代金の期日未払いでは、翌日に旅行者が解除したものとされ、所定取消料相当額の違約料が生じる。
ウ：誤りである。受領不能となった部分だけの解除が認められている。
エ：適切である。払戻期限は、旅行開始前の解除では解除翌日から7日以内、減額又は旅行開始後の解除では予定旅行終了日の翌日から30日以内である。
総合解説：不適切なのは「旅行者は旅行契約全体を必ず解除しなければならない、一部解除はできない。」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：受領不能となった部分だけの解除が認められている。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0032

2-1 募集型企画旅行 > 旅行者・旅行業者の解除権・取消料 | 難易度：標準

旅行者・旅行業者の解除権・取消料に関し、「宿泊旅行の法定型として、13日目に当たる日より前に知らせる。」という取扱いを直接裏付ける説明はどれか。
ア：90日という一律期限ではない。
イ：50%以内は旅行開始当日の解除に適用される。
ウ：宿泊を伴う国内旅行では、最少催行人員不足による中止通知は13日目に当たる日より前に行う。
エ：各区分の率が標準約款より低く、正しい組合せではない。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この肢は「90日という一律期限ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「宿泊旅行の法定型として、13日目に当たる日より前に知らせる。」を直接支える根拠ではない。
イ：誤り。この肢は「50%以内は旅行開始当日の解除に適用される。」という関連事項を説明しているが、設問の「宿泊旅行の法定型として、13日目に当たる日より前に知らせる。」を直接支える根拠ではない。
ウ：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。宿泊を伴う国内旅行では、最少催行人員不足による中止通知は13日目に当たる日より前に行う。
エ：誤り。この肢は「各区分の率が標準約款より低く、正しい組合せではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「宿泊旅行の法定型として、13日目に当たる日より前に知らせる。」を直接支える根拠ではない。
総合解説：設問の記述を直接支えるのは「宿泊を伴う国内旅行では、最少催行人員不足による中止通知は13日目に当たる日より前に行う。」。他の3肢は同じ細分類に関係する事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0033

2-1 募集型企画旅行 > 旅行者・旅行業者の解除権・取消料 | 難易度：標準

旅行者・旅行業者の解除権・取消料について、A・Bそれぞれの正誤を判断し、適切な組合せを選びなさい。

A：その期日の翌日に旅行者が契約を解除したものとされ、旅行者は取消料に相当する額の違約料を支払う。

B：旅行代金の10%以内（早期解除向け低率案）

A：二つの記述はいずれも妥当である。

イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。

ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。

エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。「A・Bとも適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

イ：正しい。Aは適切、Bは不適切である。A：旅行代金の期日未払いでは、翌日に旅行者が解除したものとされ、所定取消料相当額の違約料が生じる。B：10%という区分は標準約款の当該表にない。

ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

総合解説：Aは適切、Bは不適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：旅行代金の期日未払いでは、翌日に旅行者が解除したものとされ、所定取消料相当額の違約料が生じる。Bの根拠：10%という区分は標準約款の当該表にない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0034

2-1 募集型企画旅行 > 旅行者・旅行業者の解除権・取消料 | 難易度：応用

旅行者・旅行業者の解除権・取消料について、次の記述の中から正しいものを一つ選びなさい。

A：旅行開始日の30日前を過ぎると一切解除できない。

イ：旅行代金の30%以内（より直前の解除率を流用する案）

ウ：旅行開始前の解除による払戻しは解除の翌日から7日以内、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払戻しは契約書面記載の旅行終了日の翌日から30日以内

エ：開始後・無連絡相当の旅行代金100%以内を適用する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。解除自体が期間経過により禁止されるわけではない。

イ：誤り。30%以内は7日目以降のより直前の解除に適用される。

ウ：正しい。払戻期限は、旅行開始前の解除では解除翌日から7日以内、減額又は旅行開始後の解除では予定旅行終了日の翌日から30日以内である。

エ：誤り。100%以内は旅行開始後の解除又は無連絡不参加である。

総合解説：正答は「旅行開始前の解除による払戻しは解除の翌日から7日以内、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払戻しは契約書面記載の旅行終了日の翌日から30日以内」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0035

2-1 募集型企画旅行 > 旅行業者の責任・旅程保証 | 難易度：標準

旅行業者の責任・旅程保証に関する取扱いとして、妥当でない記述はどれか。

ア：損害発生の翌日から起算して14日以内の通知が必要で、旅行者1名につき15万円が賠償限度となる。ただし旅行業者に故意又は重大な過失がある場合はこの限度の適用を除く。

イ：旅行業者の責任は故意がある場合にしか生じない。

ウ：天災地変による変更

エ：旅行代金の1.5%（開始日変更を開始前に通知する率を用いる案）

答え・解説

正答：イ

ア：適切である。国内旅行の手荷物損害は14日以内の通知、1名15万円限度が原則で、旅行業者の故意・重大な過失時は限度の例外となる。

イ：誤りである。過失による場合も責任が生じ得る。

ウ：適切である。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、旅行サービス提供の中止等による変更は旅程保証の対象外とされる。

エ：適切である。旅行開始日又は旅行終了日の変更は、旅行開始前の通知なら1件当たり1.5%である。

総合解説：不適切なのは「旅行業者の責任は故意がある場合にしか生じない。」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：過失による場合も責任が生じ得る。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0036

2-1 募集型企画旅行 > 旅行業者の責任・旅程保証 | 難易度：標準

旅行業者の責任・旅程保証について、次の記述「原則として旅行業者はその損害を賠償する責任を負わない。」を正しいと判断する根拠として最も適切なものはどれか。

ア：宿泊機関の名称変更は別表上の重要変更の一つであり、他の除外要件がなければ対象となり得る。

イ：ホテル名が同じでも客室条件の変更は独立した対象項目である。

ウ：旅行業者又は手配代行者が関与し得ない事由による損害は、故意・過失による責任が生じる場合を除き、原則として賠償責任を負わない。

エ：一般損害の2年ルールとは別に手荷物には短い通知期限と限度額がある。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この肢は「宿泊機関の名称変更は別表上の重要変更の一つであり、他の除外要件がなければ対象となり得る。」という関連事項を説明しているが、設問の「原則として旅行業者はその損害を賠償する責任を負わない。」を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この肢は「ホテル名が同じでも客室条件の変更は独立した対象項目である。」という関連事項を説明しているが、設問の「原則として旅行業者はその損害を賠償する責任を負わない。」を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。旅行業者又は手配代行者が関与し得ない事由による損害は、故意・過失による責任が生じる場合を除き、原則として賠償責任を負わない。

エ：誤り。この肢は「一般損害の2年ルールとは別に手荷物には短い通知期限と限度額がある。」という関連事項を説明しているが、設問の「原則として旅行業者はその損害を賠償する責任を負わない。」を直接支える根拠ではない。

総合解説：設問の記述を直接支えるのは「旅行業者又は手配代行者が関与し得ない事由による損害は、故意・過失による責任が生じる場合を除き、原則として賠償責任を負わない。」。他の3肢は同じ細分類に係る事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0037

2-1 募集型企画旅行 > 旅行業者の責任・旅程保証 | 難易度：標準

旅行業者の責任・旅程保証に関する次のA・Bをそれぞれ判定した場合、正しい組合せはどれか。

A：通知期限は30日で、賠償限度額は3万円である。

B：旅行業者の損害賠償責任が生ずるか否かを問わず、特別補償規程により一定の損害について補償金・見舞金を支払う。

ア：二つの記述はいずれも妥当である。

イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。

ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。

エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。「A・Bとも適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは適切）と一致しない。

イ：誤り。「Aのみ適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは適切）と一致しない。

ウ：正しい。Aは不適切、Bは適切である。A：期限・限度額とも約款と異なる。B：特別補償は、旅行業者の損害賠償責任の有無とは別に、規程所定の一定の損害に適用される。

エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは適切）と一致しない。

総合解説：Aは不適切、Bは適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：期限・限度額とも約款と異なる。Bの根拠：特別補償は、旅行業者の損害賠償責任の有無とは別に、規程所定の一定の損害に適用される。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0038

2-1 募集型企画旅行 > 旅行業者の責任・旅程保証 | 難易度：標準

旅行業者の責任・旅程保証に関して、取扱い・内容として適切なものを選びなさい。

ア：旅行業者の損害賠償責任が生ずるか否かを問わず、特別補償規程により一定の損害について補償金・見舞金を支払う。

イ：支払うべき変更補償金が500円でも必ず支払う。

ウ：景観の変更はツアー・タイトルに記載されている場合しか対象にならない。

エ：天災地変であっても旅行業者は常に全額賠償する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。特別補償は、旅行業者の損害賠償責任の有無とは別に、規程所定の一定の損害に適用される。

イ：誤り。1,000円未満は支払わない。

ウ：誤り。ツアー・タイトル記載の有無にかかわらず、客室条件変更自体が別表項目に該当する。

エ：誤り。不可抗力による損害を無条件に全額賠償する規定ではない。

総合解説：正答は「旅行業者の損害賠償責任が生ずるか否かを問わず、特別補償規程により一定の損害について補償金・見舞金を支払う。」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0039

2-1 募集型企画旅行 > 旅行業者の責任・旅程保証 | 難易度：応用

旅行業者の責任・旅程保証について、次の記述の中から誤っているものを一つ選びなさい。

ア：客室の景観その他の条件の変更に当たり、客室不足はサービス提供中の設備不足なので、変更補償金の対象となり得る。

イ：損害発生の翌日から起算して14日以内の通知が必要で、旅行者1名につき15万円が賠償限度となる。ただし旅行業者に故意又は重大な過失がある場合はこの限度の適用を除く。

ウ：運送機関がサービス提供を続けているのに座席不足が生じたことによる変更

エ：原則として旅行終了日の翌日から30日以内に支払い、1旅行者1募集型企画旅行につき旅行代金に15%以上の旅行業者が定める率を乗じた額を限度とし、支払うべき額が1,000円未満なら支払わない。

答え・解説

正答：ウ

ア：適切である。宿泊機関の客室の種類・設備・景観その他の条件変更は別表の対象で、サービス提供中の客室不足による変更は除外原因の例外となる。

イ：適切である。国内旅行の手荷物損害は14日以内の通知、1名15万円限度が原則で、旅行業者の故意・重大な過失時は限度の例外となる。

ウ：誤りである。提供中のサービスで座席不足が生じた場合は、対象外原因の例外として扱われ、変更補償金の対象となり得る。

エ：適切である。約款は30日以内の支払い、旅行代金に15%以上の定率を乗じた額を限度とすること、総額1,000円未満なら不払いとすることを定めている。

総合解説：不適切なのは「運送機関がサービス提供を続けているのに座席不足が生じたことによる変更」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：提供中のサービスで座席不足が生じた場合は、対象外原因の例外として扱われ、変更補償金の対象となり得る。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0040

2-1 募集型企画旅行 > 旅行業者の責任・旅程保証 | 難易度：応用

旅行業者の責任・旅程保証について、「原則として旅行終了日の翌日から30日以内に支払い、1旅行者1募集型企画旅行につき旅行代金に15%以上の旅行業者が定める率を乗じた額を限度とし、支払うべき額が1,000円未満なら支払わない。」を裏付ける説明として最も妥当なものはどれか。

ア：1.0%は多くの他の変更項目の旅行開始前率である。

イ：客室不足は一律に対象外ではない。

ウ：約款は30日以内の支払い、旅行代金に15%以上の定率を乗じた額を限度とすること、総額1,000円未満なら不払いとすることを定めている。

エ：過失による場合も責任が生じ得る。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この肢は「1.0%は多くの他の変更項目の旅行開始前率である。」という関連事項を説明しているが、設問の「原則として旅行終了日の翌日から30日以内に支払い、1旅行者1募集型企画旅行につき旅行代金に15%以上の旅行業者が定める率を乗じた額を限度とし、支払うべき額が1,000円未満なら支払わない。」を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この肢は「客室不足は一律に対象外ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「原則として旅行終了日の翌日から30日以内に支払い、1旅行者1募集型企画旅行につき旅行代金に15%以上の旅行業者が定める率を乗じた額を限度とし、支払うべき額が1,000円未満なら支払わない。」を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。約款は30日以内の支払い、旅行代金に15%以上の定率を乗じた額を限度とすること、総額1,000円未満なら不払いとすることを定めている。

エ：誤り。この肢は「過失による場合も責任が生じ得る。」という関連事項を説明しているが、設問の「原則として旅行終了日の翌日から30日以内に支払い、1旅行者1募集型企画旅行につき旅行代金に15%以上の旅行業者が定める率を乗じた額を限度とし、支払うべき額が1,000円未満なら支払わない。」を直接支える根拠ではない。

総合解説：設問の記述を直接支えるのは「約款は30日以内の支払い、旅行代金に15%以上の定率を乗じた額を限度とすること、総額1,000円未満なら不払いとすることを定めている。」。他の3肢は同じ細分類に係る事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0041

2-1 募集型企画旅行 > 旅行業者の責任・旅程保証 | 難易度：応用

旅行業者の責任・旅程保証について、次の記述A・Bの正誤の組合せとして正しいものはどれか。

A：旅行代金の2.5%（ツアータイトル変更の開始前率を流用する案）

B：原則として損害を賠償する責任を負うが、損害発生の翌日から起算して2年以内に旅行業者へ通知があった場合に限られる。

ア：二つの記述はいずれも妥当である。

イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。

ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。

エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。「A・Bとも適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは適切）と一致しない。

イ：誤り。「Aのみ適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは適切）と一致しない。

ウ：正しい。Aは不適切、Bは適切である。A：2.5%はツアー・タイトル中に記載された事項の変更の旅行開始前率である。B：旅行業者又は手配代行者の故意・過失による損害は賠償対象となり、一般の損害については翌日から起算して2年以内の通知が要件である。

エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは適切）と一致しない。

総合解説：Aは不適切、Bは適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：2.5%はツアー・タイトル中に記載された事項の変更の旅行開始前率である。Bの根拠：旅行業者又は手配代行者の故意・過失による損害は賠償対象となり、一般の損害については翌日から起算して2年以内の通知が要件である。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0042

2-1 募集型企画旅行 > 旅行業者の責任・旅程保証 | 難易度：応用

旅行業者の責任・旅程保証について、次のうち正しいものはどれか。

ア：客室の景観その他の条件の変更に当たり、客室不足はサービス提供中の設備不足なので、変更補償金の対象となり得る。

イ：手荷物損害は旅行業者に過失があっても賠償対象にならない。

ウ：旅行終了日の翌日から7日以内に必ず支払い、上限は旅行代金の5%である。

エ：通知期限は損害発生当日から24時間以内に限られる。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。宿泊機関の客室の種類・設備・景観その他の条件変更は別表の対象で、サービス提供中の客室不足による変更は除外原因の例外となる。

イ：誤り。過失による手荷物損害も賠償対象となり得る。

ウ：誤り。支払期限・上限率が異なる。

エ：誤り。一般損害の通知期限は24時間ではない。

総合解説：正答は「客室の景観その他の条件の変更に当たり、客室不足はサービス提供中の設備不足なので、変更補償金の対象となり得る。」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0043

2-2 受注型企画旅行 > 契約成立・企画書面 | 難易度：基礎

契約成立・企画書面に関して、取扱い・内容として適切でないものを選びなさい。

ア：旅行者が旅行業者の定める旅行日程に従って旅行サービスを受けられるよう手配し、旅程を管理すること

イ：旅行者がすべての旅行計画を作成し、旅行業者は相談だけを行う旅行である。

ウ：旅行業者は、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者その他の補助者に代行させることができる。

エ：業務上の都合がある場合を除き、依頼内容に沿った企画の内容を記載した企画書面を交付する。

答え・解説

正答：イ

ア：適切である。受注型企画旅行でも、旅行サービスを受けられるよう手配し、旅程管理を行うことが契約の中心である。

イ：誤りである。単なる旅行相談とは異なる。

ウ：適切である。受注型企画旅行でも、手配の全部又は一部を国内外の他の旅行業者等に代行させることができる。

エ：適切である。受注型企画旅行では、申込みをしようとする旅行者から依頼があれば、業務上の都合がある場合を除き企画書面を交付する。

総合解説：不適切なのは「旅行者がすべての旅行計画を作成し、旅行業者は相談だけを行う旅行である。」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：単なる旅行相談とは異なる。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0044

2-2 受注型企画旅行 > 契約成立・企画書面 | 難易度：基礎

契約成立・企画書面に関し、「旅行者が旅行業者の定める旅行日程に従って旅行サービスを受けられるよう手配し、旅程を管理すること」という結論を支える根拠はどれか。

ア：受注型企画旅行でも、旅行サービスを受けられるよう手配し、旅程管理を行うことが契約の中心である。

イ：契約申込み前の企画段階で交付される。

ウ：企画段階で明示できる。

エ：企画料金だけに限定して充当する規定ではない。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。受注型企画旅行でも、旅行サービスを受けられるよう手配し、旅程管理を行うことが契約の中心である。

イ：誤り。この肢は「契約申込み前の企画段階で交付される。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行者が旅行業者の定める旅行日程に従って旅行サービスを受けられるよう手配し、旅程を管理すること」を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この肢は「企画段階で明示できる。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行者が旅行業者の定める旅行日程に従って旅行サービスを受けられるよう手配し、旅程を管理すること」を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この肢は「企画料金だけに限定して充当する規定ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行者が旅行業者の定める旅行日程に従って旅行サービスを受けられるよう手配し、旅程を管理すること」を直接支える根拠ではない。

総合解説：設問の記述を直接支えるのは「受注型企画旅行でも、旅行サービスを受けられるよう手配し、旅程管理を行うことが契約の中心である。」。他の3肢は同じ細分類に關係する事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0045

2-2 受注型企画旅行 > 契約成立・企画書面 | 難易度：標準

契約成立・企画書面について、次のA・Bを個別に判断し、正しい組合せを選びなさい。

A：旅行業者は、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者その他の補助者に代行させることができる。

B：旅行業者は、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金の金額を明示することができる。

ア：二つの記述はいずれも妥当である。

イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。

ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。

エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。Aは適切、Bは適切である。A：受注型企画旅行でも、手配の全部又は一部を国内外の他の旅行業者等に代行させることができる。B：約款は、企画書面で旅行代金の内訳として企画料金を明示することを認めている。

イ：誤り。「Aのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは適切）と一致しない。

ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは適切）と一致しない。

エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは適切）と一致しない。

総合解説：Aは適切、Bは適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：受注型企画旅行でも、手配の全部又は一部を国内外の他の旅行業者等に代行させることができる。Bの根拠：約款は、企画書面で旅行代金の内訳として企画料金を明示することを認めている。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0046

2-2 受注型企画旅行 > 契約成立・企画書面 | 難易度：標準

契約成立・企画書面に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

ア：旅行者の戸籍謄本と納税証明書

イ：企画料金は必ず旅行代金とは別契約にしなければならない。

ウ：業務上の都合がある場合を除き、依頼内容に沿った企画の内容を記載した企画書面を交付する。

エ：申込書は旅行開始後に提出する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。戸籍や納税証明書が企画書面の一般的記載事項ではない。

イ：誤り。旅行代金の内訳として示すことができる。

ウ：正しい。受注型企画旅行では、申込みをしようとする旅行者から依頼があれば、業務上の都合がある場合を除き企画書面を交付する。

エ：誤り。申込手続は契約成立前に行う。

総合解説：正答は「業務上の都合がある場合を除き、依頼内容に沿った企画の内容を記載した企画書面を交付する。」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0047

2-2 受注型企画旅行 > 契約成立・企画書面 | 難易度：標準

契約成立・企画書面について、次のうち誤っているものはどれか。

- ア：所定の申込書に所定事項を記入し、旅行業者が別に定める申込金とともに提出する。
- イ：旅行業者が契約締結を承諾し、申込金を受理した時
- ウ：旅行終了後に確定した旅行者の私的支出だけ
- エ：旅行業者が旅行者からの依頼により、目的地・日程・運送又は宿泊サービスの内容・旅行代金を定めた旅行計画を作成し、これにより実施する旅行である。

答え・解説

正答：ウ

ア：適切である。通常の受注型企画旅行申込みでは、申込書と申込金を提出する。

イ：適切である。通常の受注型企画旅行契約は、承諾と申込金受理がそろった時に成立する。

ウ：誤りである。旅行終了後の私的支出を示す書面ではない。

エ：適切である。受注型企画旅行は、旅行者の依頼を起点として旅行業者が企画を作成・実施する旅行である。

総合解説：不適切なのは「旅行終了後に確定した旅行者の私的支出だけ」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：旅行終了後の私的支出を示す書面ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0048

2-2 受注型企画旅行 > 契約成立・企画書面 | 難易度：標準

契約成立・企画書面について、「旅行業者は、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金の金額を明示することがある。」とする理由として最も適切なものを選びなさい。

- ア：旅行終了日は契約成立時期ではない。
- イ：約款は、企画書面で旅行代金の内訳として企画料金を明示することを認めている。
- ウ：私物管理は契約の基本的義務ではない。
- エ：従業員の給与等は企画書面の内容ではない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この肢は「旅行終了日は契約成立時期ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行業者は、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金の金額を明示することがある。」を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。約款は、企画書面で旅行代金の内訳として企画料金を明示することを認めている。

ウ：誤り。この肢は「私物管理は契約の基本的義務ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行業者は、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金の金額を明示することがある。」を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この肢は「従業員の給与等は企画書面の内容ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行業者は、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金の金額を明示することがある。」を直接支える根拠ではない。

総合解説：設問の記述を直接支えるのは「約款は、企画書面で旅行代金の内訳として企画料金を明示することを認めている。」。他の3肢は同じ細分類に関係する事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0049

2-2 受注型企画旅行 > 契約成立・企画書面 | 難易度：基礎

契約成立・企画書面に関するA・Bの記述を検討したとき、正しい正誤の組合せはどれか。

A：企画書面を受け取っただけで自動的に契約が成立する。
B：申込金は企画料金にだけ充当され、旅行代金には充当されない。
ア：二つの記述はいずれも妥当である。
イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。
ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。
エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。「A・Bとも適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは不適切）と一致しない。
イ：誤り。「Aのみ適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは不適切）と一致しない。
ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは不適切）と一致しない。
エ：正しい。Aは不適切、Bは不適切である。A：企画書面交付だけでは契約は成立しない。B：企画料金だけに限定して充当する規定ではない。
総合解説：Aは不適切、Bは不適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：企画書面交付だけでは契約は成立しない。Bの根拠：企画料金だけに限定して充当する規定ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0050

2-2 受注型企画旅行 > 契約成立・企画書面 | 難易度：標準

契約成立・企画書面に関する取扱いとして、最も妥当な記述はどれか。

ア：通信契約は旅行代金を全額支払った時だけ成立する。
イ：旅行者の希望があれば法令に反するサービスも手配すること
ウ：旅行者から依頼されても企画書面を作る必要は一切ない。
エ：申込金は、企画料金を含む旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱われる。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。全額支払時を成立時期とする規定ではない。
イ：誤り。法令違反のサービスを手配する義務はない。
ウ：誤り。企画書面は受注型企画旅行の重要な事前書面である。
エ：正しい。受注型企画旅行の申込金は、企画料金を含む旅行代金等の一部として扱われる。
総合解説：正答は「申込金は、企画料金を含む旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱われる。」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0051

2-2 受注型企画旅行 > 契約成立・企画書面 | 難易度：標準

契約成立・企画書面に関する次の記述のうち、不適切なものはどれか。

ア：旅行者が旅行業者の定める旅行日程に従って旅行サービスを受けられるよう手配し、旅程を管理すること

イ：旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容

ウ：企画書面を作成し始めた時

エ：申込金は、企画料金を含む旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱われる。

答え・解説

正答：ウ

ア：適切である。受注型企画旅行でも、旅行サービスを受けられるよう手配し、旅程管理を行うことが契約の中心である。

イ：適切である。企画書面は、依頼に沿った旅行日程・旅行サービス・旅行代金その他の旅行条件に関する企画内容を示す。

ウ：誤りである。企画書面作成開始だけでは成立しない。

エ：適切である。受注型企画旅行の申込金は、企画料金を含む旅行代金等の一部として扱われる。

総合解説：不適切なのは「企画書面を作成し始めた時」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：企画書面作成開始だけでは成立しない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0052

2-2 受注型企画旅行 > 契約成立・企画書面 | 難易度：応用

契約成立・企画書面に関し、「通信契約は承諾通知が旅行者に到達した時に成立し、成立後、旅行業者は速やかに契約書面を交付する。」という取扱いを直接裏付ける説明はどれか。

ア：これは募集型企画旅行の基本的な特徴である。

イ：通信契約は承諾通知の到達時に成立し、成立後は契約書面の交付が必要である。企画書面で企画料金を明示した場合、契約書面にも明示する。

ウ：旅行業者が各サービス事業者の経営責任まで負うわけではない。

エ：全部代行も約款上可能である。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この肢は「これは募集型企画旅行の基本的な特徴である。」という関連事項を説明しているが、設問の「通信契約は承諾通知が旅行者に到達した時に成立し、成立後、旅行業者は速やかに契約書面を交付する。」を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。通信契約は承諾通知の到達時に成立し、成立後は契約書面の交付が必要である。企画書面で企画料金を明示した場合、契約書面にも明示する。

ウ：誤り。この肢は「旅行業者が各サービス事業者の経営責任まで負うわけではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「通信契約は承諾通知が旅行者に到達した時に成立し、成立後、旅行業者は速やかに契約書面を交付する。」を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この肢は「全部代行も約款上可能である。」という関連事項を説明しているが、設問の「通信契約は承諾通知が旅行者に到達した時に成立し、成立後、旅行業者は速やかに契約書面を交付する。」を直接支える根拠ではない。

総合解説：設問の記述を直接支えるのは「通信契約は承諾通知の到達時に成立し、成立後は契約書面の交付が必要である。企画書面で企画料金を明示した場合、契約書面にも明示する。」。他の3肢は同じ細分類に係る事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0053

2-2 受注型企画旅行 > 契約変更・解除 | 難易度：標準

契約変更・解除について、A・Bそれぞれの正誤を判断し、適切な組合せを選びなさい。

A：旅行者は旅行業者に契約内容の変更を求めることができ、旅行業者は可能な限りその求めに応じる。

B：増額幅に関係なく旅行業者は旅行代金を自由に設定し直せる。

ア：二つの記述はいずれも妥当である。

イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。

ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。

エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。「A・Bとも適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

イ：正しい。Aは適切、Bは不適切である。A：受注型企画旅行は旅行者の依頼に基づく性格があり、契約成立後も旅行者から変更を求めることができ、旅行業者は可能な限り応じる。B：増額できる範囲は運賃・料金の増額分に制約される。

ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

総合解説：Aは適切、Bは不適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：受注型企画旅行は旅行者の依頼に基づく性格があり、契約成立後も旅行者から変更を求めることができ、旅行業者は可能な限り応じる。Bの根拠：増額できる範囲は運賃・料金の増額分に制約される。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0054

2-2 受注型企画旅行 > 契約変更・解除 | 難易度：標準

契約変更・解除について、次の記述の中から正しいものを一つ選びなさい。

ア：任意解除では取消料が生じることはない。

イ：旅行開始後は旅行業者から契約を解除することは絶対にできない。

ウ：安全かつ円滑な実施のためやむを得ないときは、原則として関与し得ない理由と因果関係を説明した上で契約内容を変更できる。

エ：増額幅に関係なく旅行業者は旅行代金を自由に設定し直せる。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。取消時期等に応じ取消料が生じ得る。

イ：誤り。旅行開始後解除の規定がある。

ウ：正しい。旅行業者は関与し得ない事由が生じ、安全かつ円滑な実施のためやむを得ない場合、説明の上で変更できる。緊急時は事後説明も認められる。

エ：誤り。増額できる範囲は運賃・料金の増額分に制約される。

総合解説：正答は「安全かつ円滑な実施のためやむを得ないときは、原則として関与し得ない理由と因果関係を説明した上で契約内容を変更できる。」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0055

2-2 受注型企画旅行 > 契約変更・解除 | 難易度：標準

契約変更・解除に関する取扱いとして、妥当でない記述はどれか。

ア：増額幅に関係なく旅行業者は旅行代金を自由に設定し直せる。

イ：旅行業者の承諾を得て契約上の地位を譲渡でき、承諾があった時に効力が生じる。

ウ：旅行者は、別表第一に定める取消料を支払って、いつでも契約を解除できる。

エ：企画料金に相当する金額（明示された企画料金相当額を用いる案）

答え・解説

正答：ア

ア：誤りである。増額できる範囲は運賃・料金の増額分に制約される。

イ：適切である。受注型でも、旅行業者の承諾を条件に旅行者の交替が認められ、譲受人が権利・義務を承継する。

ウ：適切である。受注型企画旅行でも、旅行者は所定取消料を支払っていつでも任意解除できる。

エ：適切である。受注型企画旅行では、通常の直前取消区分に入る前でも、契約書面に企画料金が明示されている場合は企画料金相当額が取消料となる。

総合解説：不適切なのは「増額幅に関係なく旅行業者は旅行代金を自由に設定し直せる。」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：増額できる範囲は運賃・料金の増額分に制約される。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0056

2-2 受注型企画旅行 > 契約変更・解除 | 難易度：標準

契約変更・解除について、次の記述「旅行業者の承諾を得て契約上の地位を譲渡でき、承諾があった時に効力が生じる。」を正しいと判断する根拠として最も適切なものはどれか。

ア：受注型でも、旅行業者の承諾を条件に旅行者の交替が認められ、譲受人が権利・義務を承継する。

イ：直前区分でない限り50%ではない。

ウ：払戻し等は約款に従って処理され、一律全額没収ではない。

エ：旅行者の請求がなくても一定の場合には変更できる。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。受注型でも、旅行業者の承諾を条件に旅行者の交替が認められ、譲受人が権利・義務を承継する。

イ：誤り。この肢は「直前区分でない限り50%ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行業者の承諾を得て契約上の地位を譲渡でき、承諾があった時に効力が生じる。」を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この肢は「払戻し等は約款に従って処理され、一律全額没収ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行業者の承諾を得て契約上の地位を譲渡でき、承諾があった時に効力が生じる。」を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この肢は「旅行者の請求がなくても一定の場合には変更できる。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行業者の承諾を得て契約上の地位を譲渡でき、承諾があった時に効力が生じる。」を直接支える根拠ではない。

総合解説：設問の記述を直接支えるのは「受注型でも、旅行業者の承諾を条件に旅行者の交替が認められ、譲受人が権利・義務を承継する。」。他の3肢は同じ細分類に関係する事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0057

2-2 受注型企画旅行 > 契約変更・解除 | 難易度：基礎

契約変更・解除に関する次のA・Bをそれぞれ判定した場合、正しい組合せはどれか。

A：旅行者は、別表第一に定める取消料を支払って、いつでも契約を解除できる。

B：旅行業者は旅行者の意思に関係なく必ず旅行代金全額を没収する。

ア：二つの記述はいずれも妥当である。

イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。

ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。

エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。「A・Bとも適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

イ：正しい。Aは適切、Bは不適切である。A：受注型企画旅行でも、旅行者は所定取消料を支払っていつでも任意解除できる。B：払戻し等は約款に従って処理され、一律全額没収ではない。

ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

総合解説：Aは適切、Bは不適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：受注型企画旅行でも、旅行者は所定取消料を支払っていつでも任意解除できる。Bの根拠：払戻し等は約款に従って処理され、一律全額没収ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0058

2-2 受注型企画旅行 > 契約変更・解除 | 難易度：応用

契約変更・解除に関して、取扱い・内容として適切なものを選びなさい。

ア：旅行者の単なる気分変更のみの場合

イ：病気の場合は理由説明なしで契約全体を過去にさかのぼって無効にできる。

ウ：変更を求めることができるのは旅行終了後だけである。

エ：企画料金に相当する金額（明示された企画料金相当額を用いる案）

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。単なる自己都合は任意解除として取消料が生じ得る。

イ：誤り。解除は将来に向かうもので、無説明で契約全体を遡及無効にするものではない。

ウ：誤り。旅行終了後に限る規定ではない。

エ：正しい。受注型企画旅行では、通常の直前取消区分に入る前でも、契約書面に企画料金が明示されている場合は企画料金相当額が取消料となる。

総合解説：正答は「企画料金に相当する金額（明示された企画料金相当額を用いる案）」。

各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0059

2-2 受注型企画旅行 > 契約変更・解除 | 難易度：応用

契約変更・解除について、次の記述の中から誤っているものを一つ選べなさい。
ア：旅行者は旅行業者に契約内容の変更を求めることができ、旅行業者は可能な限りその求めに応じる。
イ：旅行業者は所定要件の下で、その増額される金額の範囲内で旅行代金を増額できる。
ウ：旅行者は、別表第一に定める取消料を支払って、いつでも契約を解除できる。
エ：旅行者が何の事情もなく参加をやめる場合

答え・解説

正答：エ

ア：適切である。受注型企画旅行は旅行者の依頼に基づく性格があり、契約成立後も旅行者から変更を求めることができ、旅行業者は可能な限り応じる。
イ：適切である。受注型でも、著しい経済情勢の変化等による適用運賃・料金の大幅変動では、その変動額の範囲内で旅行代金を増減できる。
ウ：適切である。受注型企画旅行でも、旅行者は所定取消料を支払っていつでも任意解除できる。
エ：誤りである。事情のない不参加は無取消料解除事由ではない。
総合解説：不適切なのは「旅行者が何の事情もなく参加をやめる場合」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：事情のない不参加は無取消料解除事由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0060

2-2 受注型企画旅行 > 契約変更・解除 | 難易度：応用

契約変更・解除について、「旅行者に理由を説明して、旅行開始後であっても契約の一部を解除することがある。」を裏付ける説明として最も妥当なものはどれか。
ア：この規定は運送機関の適用運賃・料金を対象とする。
イ：企画料金が明示されていれば取消料が生じる。
ウ：旅行者が病気等で継続に耐えられない場合、旅行業者は理由を説明して旅行開始後に契約の一部を解除できる。
エ：応じる義務は「可能な限り」であり無制限ではない。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この肢は「この規定は運送機関の適用運賃・料金を対象とする。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行者に理由を説明して、旅行開始後であっても契約の一部を解除することがある。」を直接支える根拠ではない。
イ：誤り。この肢は「企画料金が明示されていれば取消料が生じる。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行者に理由を説明して、旅行開始後であっても契約の一部を解除することがある。」を直接支える根拠ではない。
ウ：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。旅行者が病気等で継続に耐えられない場合、旅行業者は理由を説明して旅行開始後に契約の一部を解除できる。
エ：誤り。この肢は「応じる義務は「可能な限り」であり無制限ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行者に理由を説明して、旅行開始後であっても契約の一部を解除することがある。」を直接支える根拠ではない。
総合解説：設問の記述を直接支えるのは「旅行者が病気等で継続に耐えられない場合、旅行業者は理由を説明して旅行開始後に契約の一部を解除できる。」。他の3肢は同じ細分類に關係する事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0061

2-2 受注型企画旅行 > 団体・グループ契約 | 難易度：基礎

団体・グループ契約について、次の記述A・Bの正誤の組合せとして正しいものはどれか。

- A：互いに異なる行程を別々の日に旅行する者が、偶然同じ旅行会社を利用する場合
B：構成者の受注型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなされる。
- ア：二つの記述はいずれも妥当である。
イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。
ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。
エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。「A・Bとも適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは適切）と一致しない。
イ：誤り。「Aのみ適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは適切）と一致しない。
ウ：正しい。Aは不適切、Bは適切である。A：同じ団体として同一行程を同時に旅行することが前提である。
B：特約がない場合、契約責任者は構成者の契約締結に関する一切の代理権を有するとみなされる。
エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは適切）と一致しない。
総合解説：Aは不適切、Bは適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：同じ団体として同一行程を同時に旅行することが前提である。Bの根拠：特約がない場合、契約責任者は構成者の契約締結に関する一切の代理権を有するとみなされる。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0062

2-2 受注型企画旅行 > 団体・グループ契約 | 難易度：標準

団体・グループ契約について、次のうち正しいものはどれか。

- ア：旅行代金を支払う権限だけを有し、契約締結に関する代理権はない。
イ：旅行業者が任意に選んだ第三者
ウ：同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者が、責任ある代表者を定めて申し込む場合
エ：旅行終了後まで構成者を旅行業者に知らせる必要はない。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。権限は代金支払だけに限定されない。
イ：誤り。任意の第三者を相手方とする規定ではない。
ウ：正しい。同一行程を同時に旅行する複数の旅行者が責任ある代表者を定めて申し込む場合に、団体・グループ契約の規定が適用される。
エ：誤り。約款上、事前の名簿提出が求められる。
総合解説：正答は「同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者が、責任ある代表者を定めて申し込む場合」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0063

2-2 受注型企画旅行 > 団体・グループ契約 | 難易度：標準

団体・グループ契約に関して、取扱い・内容として適切でないものを選びなさい。
ア：構成者の受注型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなされる。
イ：契約責任者
ウ：互いに異なる行程を別々の日に旅行する者が、偶然同じ旅行会社を利用する場合
エ：旅行業者が定める日までに構成者の名簿を提出する。

答え・解説

正答：ウ

ア：適切である。特約がない場合、契約責任者は構成者の契約締結に関する一切の代理権を有するとみなされる。
イ：適切である。団体・グループに係る旅行業務の取引等は、原則として契約責任者との間で行う。
ウ：誤りである。同じ団体として同一行程を同時に旅行することが前提である。
エ：適切である。契約責任者は、旅行業者が定める日までに構成者の名簿を提出する。
総合解説：不適切なのは「互いに異なる行程を別々の日に旅行する者が、偶然同じ旅行会社を利用する場合」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：同じ団体として同一行程を同時に旅行することが前提である。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0064

2-2 受注型企画旅行 > 団体・グループ契約 | 難易度：基礎

団体・グループ契約に関し、「旅行業者が定める日までに構成者の名簿を提出する。」という結論を支える根拠はどれか。
ア：契約責任者は、旅行業者が定める日までに構成者の名簿を提出する。
イ：契約責任者の私的債務まで保証する規定ではない。
ウ：申込金なしの特則でも書面交付が必要である。
エ：旅行業者間の業務委託契約についての規定ではない。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。契約責任者は、旅行業者が定める日までに構成者の名簿を提出する。
イ：誤り。この肢は「契約責任者の私的債務まで保証する規定ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行業者が定める日までに構成者の名簿を提出する。」を直接支える根拠ではない。
ウ：誤り。この肢は「申込金なしの特則でも書面交付が必要である。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行業者が定める日までに構成者の名簿を提出する。」を直接支える根拠ではない。
エ：誤り。この肢は「旅行業者間の業務委託契約についての規定ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行業者が定める日までに構成者の名簿を提出する。」を直接支える根拠ではない。
総合解説：設問の記述を直接支えるのは「契約責任者は、旅行業者が定める日までに構成者の名簿を提出する。」。他の3肢は同じ細分類に関係する事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0065

2-2 受注型企画旅行 > 団体・グループ契約 | 難易度：標準

団体・グループ契約について、次のA・Bを個別に判断し、正しい組合せを選びなさい。

A：同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者が、責任ある代表者を定めて申し込む場合
B：構成者を代表する権限は一切ない。

ア：二つの記述はいずれも妥当である。

イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。

ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。

エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。「A・Bとも適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

イ：正しい。Aは適切、Bは不適切である。A：同一行程を同時に旅行する複数の旅行者が責任ある代表者を定めて申し込む場合に、団体・グループ契約の規定が適用される。B：代表者としての代理権が約款上推定される。

ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

総合解説：Aは適切、Bは不適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：同一行程を同時に旅行する複数の旅行者が責任ある代表者を定めて申し込む場合に、団体・グループ契約の規定が適用される。Bの根拠：代表者としての代理権が約款上推定される。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0066

2-2 受注型企画旅行 > 団体・グループ契約 | 難易度：応用

団体・グループ契約に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

ア：旅行開始後に初めて代理権を得る。

イ：構成者全員と必ず個別にのみ取引する。

ウ：同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者が、責任ある代表者を定めて申し込む場合

エ：構成者の名簿は税務署にのみ提出する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。契約締結段階から機能する制度である。

イ：誤り。構成者全員との個別取引だけに限定されていない。

ウ：正しい。同一行程を同時に旅行する複数の旅行者が責任ある代表者を定めて申し込む場合に、団体・グループ契約の規定が適用される。

エ：誤り。提出先は契約の相手方である旅行者である。

総合解説：正答は「同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者が、責任ある代表者を定めて申し込む場合」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0067

2-3 特別補償規程 > 補償対象・免責 | 難易度：基礎

補償対象・免責について、次のうち誤っているものはどれか。

ア：原則として傷害に含まれるが、細菌性食物中毒は含まれない。

イ：改札の終了時。改札がない場合は当該列車に乗車した時

ウ：離脱から復帰予定時刻までの間も原則として「企画旅行参加中」とされる。

エ：旅行者が故意に自分を傷つけた行為

答え・解説

正答：エ

ア：適切である。偶然かつ一時の吸入・吸収・摂取による急激な中毒症状は傷害に含まれるが、細菌性食物中毒は除外される。

イ：適切である。受付がない場合、最初のサービスが鉄道なら改札終了時、改札がなければ列車乗車時がサービス開始時となる。

ウ：適切である。離脱・復帰予定日時をあらかじめ届け出ている場合、その離脱中も企画旅行参加中として扱われる。

エ：誤りである。旅行者の故意による傷害は免責事由である。

総合解説：不適切なのは「旅行者が故意に自分を傷つけた行為」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：旅行者の故意による傷害は免責事由である。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0068

2-3 特別補償規程 > 補償対象・免責 | 難易度：標準

補償対象・免責について、「原則として傷害に含まれるが、細菌性食物中毒は含まれない。」とする理由として最も適切なものを選びなさい。

ア：偶然かつ一時の吸入・吸収・摂取による急激な中毒症状は傷害に含まれるが、細菌性食物中毒は除外される。

イ：事前届出がある場合は参加中に含まれる。

ウ：通常の列車乗車は免責事由ではない。

エ：第三者の不注意による偶然な事故は一般に補償対象となり得る。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。偶然かつ一時の吸入・吸収・摂取による急激な中毒症状は傷害に含まれるが、細菌性食物中毒は除外される。

イ：誤り。この肢は「事前届出がある場合は参加中に含まれる。」という関連事項を説明しているが、設問の「原則として傷害に含まれるが、細菌性食物中毒は含まれない。」を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この肢は「通常の列車乗車は免責事由ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「原則として傷害に含まれるが、細菌性食物中毒は含まれない。」を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この肢は「第三者の不注意による偶然な事故は一般に補償対象となり得る。」という関連事項を説明しているが、設問の「原則として傷害に含まれるが、細菌性食物中毒は含まれない。」を直接支える根拠ではない。

総合解説：設問の記述を直接支えるのは「偶然かつ一時の吸入・吸収・摂取による急激な中毒症状は傷害に含まれるが、細菌性食物中毒は除外される。」。他の3肢は同じ細分類に関係する事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0069

2-3 特別補償規程 > 補償対象・免責 | 難易度：標準

補償対象・免責に関するA・Bの記述を検討したとき、正しい正誤の組合せはどれか。

A：改札の終了時。改札がない場合は当該列車に乗車した時

B：旅行者の故意

ア：二つの記述はいずれも妥当である。

イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。

ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。

エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。Aは適切、Bは適切である。A：受付がない場合、最初のサービスが鉄道なら改札終了時、改札がなければ列車乗車時がサービス開始時となる。 B：旅行者の故意によって生じた本人の傷害は補償金等の支払対象外である。

イ：誤り。「Aのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは適切）と一致しない。

ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは適切）と一致しない。

エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは適切）と一致しない。

総合解説：Aは適切、Bは適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：受付がない場合、最初のサービスが鉄道なら改札終了時、改札がなければ列車乗車時がサービス開始時となる。 Bの根拠：旅行者の故意によって生じた本人の傷害は補償金等の支払対象外である。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0070

2-3 特別補償規程 > 補償対象・免責 | 難易度：応用

補償対象・免責に関する取扱いとして、最も妥当な記述はどれか。

ア：無届でも旅行終了まで常に企画旅行参加中となる。

イ：旅行者が写真を撮ったこと

ウ：自動車事故はすべて特別補償の対象外である。

エ：離脱から復帰予定時刻までの間も原則として「企画旅行参加中」とされる。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。事前届出がない場合の離脱中は対象外である。

イ：誤り。写真撮影自体は一般的な免責事由ではない。

ウ：誤り。通常の適法な自動車事故まで一律に除外する規定ではない。

エ：正しい。離脱・復帰予定日時をあらかじめ届け出ている場合、その離脱中も企画旅行参加中として扱われる。

総合解説：正答は「離脱から復帰予定時刻までの間も原則として「企画旅行参加中」とされる。」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0071

2-3 特別補償規程 > 補償対象・免責 | 難易度：応用

補償対象・免責に関する次の記述のうち、不適切なものはどれか。

ア：原則として補償金等は支払われない。

イ：国内旅行では地震・噴火・津波等による傷害は追加的な免責事由とされ、原則として補償金等は支払われない。

ウ：企画旅行参加中に生じた急激かつ偶然な外来の事故

エ：離脱後に復帰しても、その後は永久に企画旅行参加中へ戻らない。

答え・解説

正答：エ

ア：適切である。無資格運転又は酒に酔って正常な運転ができないおそののある状態での運転中の事故による本人の傷害は免責事由である。

イ：適切である。国内旅行では、地震・噴火・津波およびこれらに随伴する事故等による傷害が追加の免責事由とされる。

ウ：適切である。身体傷害の特別補償は、企画旅行参加中の急激・偶然・外来の事故を基本要件とする。

エ：誤りである。復帰後まで永久に対象外となる規定ではない。

総合解説：不適切なのは「離脱後に復帰しても、その後は永久に企画旅行参加中へ戻らない。」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：復帰後まで永久に対象外となる規定ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0072

2-3 特別補償規程 > 補償対象・免責 | 難易度：基礎

補償対象・免責に関し、「旅行者の故意」という取扱いを直接裏付ける説明はどれか。

ア：無条件に死亡補償金相当額を支払う規定ではない。

イ：中毒症状も一定範囲で含まれる。

ウ：対象外になるのは原則として離脱中であり、過去まで遡及しない。

エ：旅行者の故意によって生じた本人の傷害は補償金等の支払対象外である。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この肢は「無条件に死亡補償金相当額を支払う規定ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行者の故意」を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この肢は「中毒症状も一定範囲で含まれる。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行者の故意」を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この肢は「対象外になるのは原則として離脱中であり、過去まで遡及しない。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行者の故意」を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。旅行者の故意によって生じた本人の傷害は補償金等の支払対象外である。

総合解説：設問の記述を直接支えるのは「旅行者の故意によって生じた本人の傷害は補償金等の支払対象外である。」。他の3肢は同じ細分類に関係する事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0073

2-3 特別補償規程 > 補償対象・免責 | 難易度：標準

補償対象・免責について、A・Bそれぞれの正誤を判断し、適切な組合せを選びなさい。

A：原則として補償金等は支払われない。

B：旅行者に責任のないホテル火災による急激・偶然・外来の事故だけ

A：二つの記述はいずれも妥当である。

イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。

ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。

エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。「A・Bとも適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

イ：正しい。Aは適切、Bは不適切である。A：無資格運転又は酒に酔って正常な運転ができないおそれのある状態での運転中の事故による本人の傷害は免責事由である。B：ホテル火災も要件を満たせば補償対象となり得る。

ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

総合解説：Aは適切、Bは不適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：無資格運転又は酒に酔って正常な運転ができないおそれのある状態での運転中の事故による本人の傷害は免責事由である。

Bの根拠：ホテル火災も要件を満たせば補償対象となり得る。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0074

2-3 特別補償規程 > 補償対象・免責 | 難易度：標準

補償対象・免責について、次の記述の中から正しいものを一つ選びなさい。

A：腰痛だけは他覚症状がなくても必ず補償する。

イ：継続的な摂取の結果生じた慢性中毒も必ず同じ扱いになる。

ウ：行程を1分でも離れた時点で必ず補償期間外になる。

エ：旅行者の疾病、心神喪失、妊娠・出産・流産等によって生じた傷害

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。腰痛も対象外に含まれる。

イ：誤り。継続的な摂取の結果生じる中毒症状は対象範囲から外れる。

ウ：誤り。行程離脱だけで直ちに補償期間外となるわけではない。

エ：正しい。疾病、心神喪失、妊娠・出産・流産、一定の医療処置等は原則として免責事由に含まれる。ただし補償対象傷害の治療の場合など例外がある。

総合解説：正答は「旅行者の疾病、心神喪失、妊娠・出産・流産等によって生じた傷害」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0075

2-3 特別補償規程 > 補償対象・免責 | 難易度：標準

補償対象・免責に関する取扱いとして、妥当でない記述はどれか。

ア：原則として傷害に含まれるが、細菌性食物中毒は含まれない。

イ：原則として離脱時から復帰時までの間は「企画旅行参加中」とはならない。

ウ：旅行者の疾病、心神喪失、妊娠・出産・流産等によって生じた傷害

エ：国内旅行では地震による傷害だけは必ず補償される。

答え・解説

正答：エ

ア：適切である。偶然かつ一時の吸入・吸収・摂取による急激な中毒症状は傷害に含まれるが、細菌性食物中毒は除外される。

イ：適切である。離脱・復帰予定日時を事前に届けず離脱した場合、離脱から復帰までの間は参加中から外れる。復帰すればその後は再び対象期間となり得る。

ウ：適切である。疾病、心神喪失、妊娠・出産・流産、一定の医療処置等は原則として免責事由に含まれる。

ただし補償対象傷害の治療の場合など例外がある。

エ：誤りである。国内旅行では地震は免責である。

総合解説：不適切なのは「国内旅行では地震による傷害だけは必ず補償される。」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：国内旅行では地震は免責である。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0076

2-3 特別補償規程 > 補償対象・免責 | 難易度：標準

補償対象・免責について、次の記述「原因のいかんを問わず、他覚症状のない頸部症候群や腰痛には補償金等を支払わない。」を正しいと判断する根拠として最も適切なものはどれか。

ア：疾病の自然な悪化は事故による傷害とは異なる。

イ：細菌性食物中毒は明文で除かれている。

ウ：予約サイト閲覧時は旅行サービス開始時ではない。

エ：規程は、原因を問わず他覚症状のない頸部症候群（むちうち症）又は腰痛を補償対象外としている。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この肢は「疾病の自然な悪化は事故による傷害とは異なる。」という関連事項を説明しているが、設問の「原因のいかんを問わず、他覚症状のない頸部症候群や腰痛には補償金等を支払わない。」を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この肢は「細菌性食物中毒は明文で除かれている。」という関連事項を説明しているが、設問の「原因のいかんを問わず、他覚症状のない頸部症候群や腰痛には補償金等を支払わない。」を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この肢は「予約サイト閲覧時は旅行サービス開始時ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「原因のいかんを問わず、他覚症状のない頸部症候群や腰痛には補償金等を支払わない。」を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。規程は、原因を問わず他覚症状のない頸部症候群（むちうち症）又は腰痛を補償対象外としている。

総合解説：設問の記述を直接支えるのは「規程は、原因を問わず他覚症状のない頸部症候群（むちうち症）又は腰痛を補償対象外としている。」。他の3肢は同じ細分類に関係する事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0077

2-3 特別補償規程 > 死亡・後遺障害・入通院見舞金 | 難易度：基礎

死亡・後遺障害・入通院見舞金に関する次のA・Bをそれぞれ判定した場合、正しい組合せはどれか。

- A：1,500万円（国内旅行の死亡補償水準を用いる案）
B：完治するまで何年でも認定を延期しなければならない。
ア：二つの記述はいずれも妥当である。
イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。
ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。
エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。「A・Bとも適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。
イ：正しい。Aは適切、Bは不適切である。A：国内旅行の死亡補償金は、旅行者1名につき1,500万円である。
B：完治まで無期限に認定を先送りする制度ではない。
ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。
エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。
総合解説：Aは適切、Bは不適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：国内旅行の死亡補償金は、旅行者1名につき1,500万円である。Bの根拠：完治まで無期限に認定を先送りする制度ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0078

2-3 特別補償規程 > 死亡・後遺障害・入通院見舞金 | 難易度：基礎

死亡・後遺障害・入通院見舞金に関して、取扱い・内容として適切なものを選びなさい。

- ア：国内旅行の補償金額1,500万円に、後遺障害の程度に応じた所定の割合を乗じて算定する。
イ：支払われない（短期入院を補償対象外とする案）
ウ：1年が経過するまで死亡として扱うことはできない。
エ：180日を経過した時点で後遺障害補償金の請求権は当然に消滅する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。後遺障害補償金は、国内旅行では1,500万円を基礎として、規程別表に定める障害の程度に応じた割合を乗じて算定する。
イ：誤り。通院見舞金には最低通院日数の要件があるが、入院4日だから支払われないという扱いではない。
ウ：誤り。規程上、1年の経過を待つ要件ではない。
エ：誤り。治療継続だけを理由に後遺障害補償金の権利が当然消滅するわけではない。
総合解説：正答は「国内旅行の補償金額1,500万円に、後遺障害の程度に応じた所定の割合を乗じて算定する。」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0079

2-3 特別補償規程 > 死亡・後遺障害・入通院見舞金 | 難易度：標準

死亡・後遺障害・入通院見舞金について、次の記述の中から誤っているものを一つ選びなさい。

- ア：180日を経過した時点で後遺障害補償金の請求権は当然に消滅する。
- イ：長期クラスの入院見舞金10万円を採る。
- ウ：2万円（七日未満の入院区分を用いる案）
- エ：1万円（三日以上七日未満の通院区分を用いる案）

答え・解説

正答：ア

ア：誤りである。治療継続だけを理由に後遺障害補償金の権利が当然消滅するわけではない。
イ：適切である。国内旅行の入院見舞金は、入院日数90日以上180日未満の場合10万円である。100日の入院はこの区分に該当する。
ウ：適切である。国内旅行では入院日数が7日未満の場合でも、入院見舞金2万円が支払われる。
エ：適切である。国内旅行の通院見舞金は通院日数3日以上が対象で、3日以上7日未満は1万円である。5日はこの区分に該当する。
総合解説：不適切なのは「180日を経過した時点で後遺障害補償金の請求権は当然に消滅する。」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：治療継続だけを理由に後遺障害補償金の権利が当然消滅するわけではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0080

2-3 特別補償規程 > 死亡・後遺障害・入通院見舞金 | 難易度：基礎

死亡・後遺障害・入通院見舞金について、「長期クラスの入院見舞金10万円を採る。」を裏付ける説明として最も妥当なものはどれか。

- ア：5万円は90日以上180日未満の通院区分である。
- イ：所定の条件を満たす行方不明は死亡補償の判断対象となる。
- ウ：後遺障害補償金は治療費の実費補償ではない。
- エ：国内旅行の入院見舞金は、入院日数90日以上180日未満の場合10万円である。100日の入院はこの区分に該当する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この肢は「5万円は90日以上180日未満の通院区分である。」という関連事項を説明しているが、設問の「長期クラスの入院見舞金10万円を採る。」を直接支える根拠ではない。
イ：誤り。この肢は「所定の条件を満たす行方不明は死亡補償の判断対象となる。」という関連事項を説明しているが、設問の「長期クラスの入院見舞金10万円を採る。」を直接支える根拠ではない。
ウ：誤り。この肢は「後遺障害補償金は治療費の実費補償ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「長期クラスの入院見舞金10万円を採る。」を直接支える根拠ではない。
エ：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。国内旅行の入院見舞金は、入院日数90日以上180日未満の場合10万円である。100日の入院はこの区分に該当する。
総合解説：設問の記述を直接支えるのは「国内旅行の入院見舞金は、入院日数90日以上180日未満の場合10万円である。100日の入院はこの区分に該当する。」。他の3肢は同じ細分類に關係する事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0081

2-3 特別補償規程 > 死亡・後遺障害・入通院見舞金 | 難易度：基礎

死亡・後遺障害・入通院見舞金について、次の記述A・Bの正誤の組合せとして正しいものはどれか。

A：2万円（七日未満の入院区分を用いる案）

B：航空機が行方不明となった日または遭難した日に旅行者が死亡したものと推定する。

ア：二つの記述はいずれも妥当である。

イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。

ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。

エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。Aは適切、Bは適切である。A：国内旅行では入院日数が7日未満の場合でも、入院見舞金2万円が支払われる。B：航空機または船舶が行方不明・遭難し、30日を経過しても旅行者が発見されない場合、規程は行方不明となった日または遭難した日に死亡したものと推定する。

イ：誤り。「Aのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは適切）と一致しない。

ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは適切）と一致しない。

エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは適切）と一致しない。

総合解説：Aは適切、Bは適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：国内旅行では入院日数が7日未満の場合でも、入院見舞金2万円が支払われる。Bの根拠：航空機または船舶が行方不明・遭難し、30日を経過しても旅行者が発見されない場合、規程は行方不明となった日または遭難した日に死亡したものと推定する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0082

2-3 特別補償規程 > 死亡・後遺障害・入通院見舞金 | 難易度：基礎

死亡・後遺障害・入通院見舞金について、次のうち正しいものはどれか。

ア：入院見舞金と通院見舞金は、必ず全額を単純合算して支払う。

イ：1万円（三日以上七日未満の通院区分を用いる案）

ウ：30日経過後の日を死亡日として扱い、事故日は考慮しない。

エ：500万円（さらに低い定額補償案）

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。単純な二重払いを原則とする制度ではなく、所定の調整規定がある。

イ：正しい。国内旅行の通院見舞金は通院日数3日以上が対象で、3日以上7日未満は1万円である。5日はこの区分に該当する。

ウ：誤り。死亡を推定する基準日は30日経過日ではなく、行方不明・遭難の日である。

エ：誤り。国内旅行の死亡補償金は500万円ではない。

総合解説：正答は「1万円（三日以上七日未満の通院区分を用いる案）」。

各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0083

2-3 特別補償規程 > 死亡・後遺障害・入通院見舞金 | 難易度：応用

死亡・後遺障害・入通院見舞金に関して、取扱い・内容として適切でないものを選びなさい。

ア：1,500万円（国内旅行の死亡補償水準を用いる案）

イ：通院見舞金を常に優先し、入院見舞金は支払わない。

ウ：事故の日から181日目における医師の診断に基づき、後遺障害の程度を認定して補償金を支払う。

エ：2万円（七日未満の入院区分を用いる案）

答え・解説

正答：イ

ア：適切である。国内旅行の死亡補償金は、旅行者1名につき1,500万円である。

イ：誤りである。通院見舞金を常に優先する規定ではない。

ウ：適切である。180日を超えてなお治療を要する状態でも、181日目における医師の診断を基準として後遺障害の程度を認定する仕組みがある。

エ：適切である。国内旅行では入院日数が7日未満の場合でも、入院見舞金2万円が支払われる。

総合解説：不適切なのは「通院見舞金を常に優先し、入院見舞金は支払わない。」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：通院見舞金を常に優先する規定ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0084

2-3 特別補償規程 > 死亡・後遺障害・入通院見舞金 | 難易度：基礎

死亡・後遺障害・入通院見舞金に関し、「航空機が行方不明となった日または遭難した日に旅行者が死亡したものと推定する。」という結論を支える根拠はどれか。

ア：航空機または船舶が行方不明・遭難し、30日を経過しても旅行者が発見されない場合、規程は行方不明となった日または遭難した日に死亡したものと推定する。

イ：治療が継続していることと死亡補償金への切替えは無関係である。

ウ：2万5,000円は7日以上90日未満の通院区分である。

エ：国内旅行の死亡補償金は1,000万円ではない。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。航空機または船舶が行方不明・遭難し、30日を経過しても旅行者が発見されない場合、規程は行方不明となった日または遭難した日に死亡したものと推定する。

イ：誤り。この肢は「治療が継続していることと死亡補償金への切替えは無関係である。」という関連事項を説明しているが、設問の「航空機が行方不明となった日または遭難した日に旅行者が死亡したものと推定する。」を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この肢は「2万5,000円は7日以上90日未満の通院区分である。」という関連事項を説明しているが、設問の「航空機が行方不明となった日または遭難した日に旅行者が死亡したものと推定する。」を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この肢は「国内旅行の死亡補償金は1,000万円ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「航空機が行方不明となった日または遭難した日に旅行者が死亡したものと推定する。」を直接支える根拠ではない。

総合解説：設問の記述を直接支えるのは「航空機または船舶が行方不明・遭難し、30日を経過しても旅行者が発見されない場合、規程は行方不明となった日または遭難した日に死亡したものと推定する。」。他の3肢は同じ細分類に係る事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0085

2-3 特別補償規程 > 携帯品損害補償 | 難易度：基礎

携帯品損害補償について、次のA・Bを個別に判断し、正しい組合せを選びなさい。

A：旅行者が企画旅行参加中に携行する、旅行者所有の通常の身の回り品

B：置き忘れは盗難と同じ扱いなので必ず補償される。

ア：二つの記述はいずれも妥当である。

イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。

ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。

エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。「A・Bとも適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

イ：正しい。Aは適切、Bは不適切である。A：企画旅行参加中に旅行者が携行する自己所有の身の回り品は、除外物に該当しない限り補償対象となり得る。B：置き忘れと盗難は同一ではなく、置き忘れは明示的な免責対象である。

ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

総合解説：Aは適切、Bは不適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：企画旅行参加中に旅行者が携行する自己所有の身の回り品は、除外物に該当しない限り補償対象となり得る。Bの根拠：置き忘れと盗難は同一ではなく、置き忘れは明示的な免責対象である。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0086

2-3 特別補償規程 > 携帯品損害補償 | 難易度：基礎

携帯品損害補償に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

ア：置き忘れは盗難と同じ扱いなので必ず補償される。

イ：液体の流出は免責規定がないため、液体そのものも他の物も必ず全額補償される。

ウ：旅行中に生じた傷であれば、機能に影響がなくても必ず新品価格で補償される。

エ：旅行者が企画旅行参加中に携行する、旅行者所有の通常の身の回り品

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。置き忘れと盗難は同一ではなく、置き忘れは明示的な免責対象である。

イ：誤り。補償限度や免責など他の要件もあるため、必ず全額補償という表現も誤りである。

ウ：誤り。機能に支障のない外観上の損傷は免責とされる。

エ：正しい。企画旅行参加中に旅行者が携行する自己所有の身の回り品は、除外物に該当しない限り補償対象となり得る。

総合解説：正答は「旅行者が企画旅行参加中に携行する、旅行者所有の通常の身の回り品」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0087

2-3 特別補償規程 > 携帯品損害補償 | 難易度：標準

携帯品損害補償について、次のうち誤っているものはどれか。

ア：置き忘れまたは紛失による損害は、原則として補償対象外である。

イ：流出した液体そのものの損害は補償対象外だが、その流出により他の補償対象品に生じた損害は補償対象となり得る。

ウ：機能に支障をきたさない外観上の損傷にとどまる場合は、原則として補償対象外である。

エ：旅行者が携行する現金

答え・解説

正答：エ

ア：適切である。携帯品損害補償では、置き忘れまたは紛失による損害は免責事由とされている。

イ：適切である。規程は液体の流出そのものによる当該液体の損害を除外する一方、その液体の流出によって他の補償対象品に生じた損害まで一律に除外していない。

ウ：適切である。携帯品の機能に支障をきたさない擦り傷、かき傷、塗料のはがれ等の単なる外観上の損傷は免責対象である。

エ：誤りである。現金は補償対象から除外される財産に含まれる。

総合解説：不適切なのは「旅行者が携行する現金」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：現金は補償対象から除外される財産に含まれる。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0088

2-3 特別補償規程 > 携帯品損害補償 | 難易度：基礎

携帯品損害補償について、「機能に支障をきたさない外観上の損傷にとどまる場合は、原則として補償対象外である。」とする理由として最も適切なものを選びなさい。

ア：規程上の限度額と異なる。

イ：3,000円は最低給付額ではなく、不払となる境界に関する金額である。

ウ：動物は補償対象から除外される。

エ：携帯品の機能に支障をきたさない擦り傷、かき傷、塗料のはがれ等の単なる外観上の損傷は免責対象である。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この肢は「規程上の限度額と異なる。」という関連事項を説明しているが、設問の「機能に支障をきたさない外観上の損傷にとどまる場合は、原則として補償対象外である。」を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この肢は「3,000円は最低給付額ではなく、不払となる境界に関する金額である。」という関連事項を説明しているが、設問の「機能に支障をきたさない外観上の損傷にとどまる場合は、原則として補償対象外である。」を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この肢は「動物は補償対象から除外される。」という関連事項を説明しているが、設問の「機能に支障をきたさない外観上の損傷にとどまる場合は、原則として補償対象外である。」を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。携帯品の機能に支障をきたさない擦り傷、かき傷、塗料のはがれ等の単なる外観上の損傷は免責対象である。

総合解説：設問の記述を直接支えるのは「携帯品の機能に支障をきたさない擦り傷、かき傷、塗料のはがれ等の単なる外観上の損傷は免責対象である。」。他の3肢は同じ細分類に関係する事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0089

2-3 特別補償規程 > 携帯品損害補償 | 難易度：基礎

携帯品損害補償に関するA・Bの記述を検討したとき、正しい正誤の組合せはどれか。
A：旅行者が企画旅行参加中に携行する、旅行者所有の通常の身の回り品
B：置き忘れまたは紛失による損害は、原則として補償対象外である。
ア：二つの記述はいずれも妥当である。
イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。
ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。
エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。Aは適切、Bは適切である。A：企画旅行参加中に旅行者が携行する自己所有の身の回り品は、除外物に該当しない限り補償対象となり得る。B：携帯品損害補償では、置き忘れまたは紛失による損害は免責事由とされている。
イ：誤り。「Aのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは適切）と一致しない。
ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは適切）と一致しない。
エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは適切）と一致しない。
総合解説：Aは適切、Bは適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：企画旅行参加中に旅行者が携行する自己所有の身の回り品は、除外物に該当しない限り補償対象となり得る。Bの根拠：携帯品損害補償では、置き忘れまたは紛失による損害は免責事由とされている。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0090

2-3 特別補償規程 > 携帯品損害補償 | 難易度：基礎

携帯品損害補償に関する取扱いとして、最も妥当な記述はどれか。
ア：旅行者に直ちに届け出れば、置き忘れでも必ず補償される。
イ：液体の流出に関係する損害は、他の物への損害も含めすべて補償対象外である。
ウ：外観上の傷は、金額の大小に関係なく常に全損として扱われる。
エ：旅行者が企画旅行参加中に携行する、旅行者所有の通常の身の回り品

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。届け出は重要だが、それによって免責事由そのものが消えるわけではない。
イ：誤り。他の補償対象品に生じた損害まで当然に除外されるわけではない。
ウ：誤り。外観上の軽微な損傷を全損扱いする規定ではない。
エ：正しい。企画旅行参加中に旅行者が携行する自己所有の身の回り品は、除外物に該当しない限り補償対象となり得る。
総合解説：正答は「旅行者が企画旅行参加中に携行する、旅行者所有の通常の身の回り品」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0091

2-4 手配旅行・旅行相談 > 手配旅行の契約成立・手配義務 | 難易度：基礎

手配旅行の契約成立・手配義務に関する次の記述のうち、不適切なものはどれか。
ア：旅行者の依頼に応じて旅行業者が旅行計画を作成し、旅程管理まで引き受ける契約に限られる。
イ：旅行業者が善良な管理者の注意をもって旅行サービスを手配したときは、希望どおりのサービスが確保できなかった場合でも、原則として手配債務は終了する。
ウ：旅行サービスを手配するため運送・宿泊機関等に支払う費用と、所定の旅行業務取扱料金を合わせたもので、変更手続料金・取消手続料金はこの定義から除かれる。
エ：所定の申込書に必要事項を記入し、旅行業者が別に定める申込金とともに提出する。

答え・解説

正答：ア

ア：誤りである。これは受注型企画旅行に近い説明であり、手配旅行は旅程管理を当然の内容としない。
イ：適切である。手配旅行は「結果保証」ではなく、善良な管理者の注意をもって手配する義務である。満員等で希望どおり確保できなくても、適切な手配行為を行えば債務は終了し得る。
ウ：適切である。手配旅行の旅行代金は、第三者サービスの費用と所定の取扱料金を基本とする。変更・取消の手続料金は別建てで扱われる。
エ：適切である。通常の手配旅行では、申込書と申込金の提出が基本である。通信契約や乗車券・宿泊券等のみを手配する特則では別の取扱いがある。
総合解説：不適切なのは「旅行者の依頼に応じて旅行業者が旅行計画を作成し、旅程管理まで引き受ける契約に限られる。」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：これは受注型企画旅行に近い説明であり、手配旅行は旅程管理を当然の内容としない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0092

2-4 手配旅行・旅行相談 > 手配旅行の契約成立・手配義務 | 難易度：基礎

手配旅行の契約成立・手配義務に関し、「旅行業者が善良な管理者の注意をもって旅行サービスを手配したときは、希望どおりのサービスが確保できなかった場合でも、原則として手配債務は終了する。」という取扱いを直接裏付ける説明はどれか。
ア：手配旅行は「結果保証」ではなく、善良な管理者の注意をもって手配する義務である。満員等で希望どおり確保できなくても、適切な手配行為を行えば債務は終了し得る。
イ：通常は旅行業者が別に定める申込金とともに申込書を提出する。
ウ：精算は契約成立後の履行過程であり、成立時期ではない。
エ：企画旅行一般に適用される特則ではない。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。手配旅行は「結果保証」ではなく、善良な管理者の注意をもって手配する義務である。満員等で希望どおり確保できなくても、適切な手配行為を行えば債務は終了し得る。
イ：誤り。この肢は「通常は旅行業者が別に定める申込金とともに申込書を提出する。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行業者が善良な管理者の注意をもって旅行サービスを手配したときは、希望どおりのサービスが確保できなかった場合でも、原則として手配債務は終了する。」を直接支える根拠ではない。
ウ：誤り。この肢は「精算は契約成立後の履行過程であり、成立時期ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行業者が善良な管理者の注意をもって旅行サービスを手配したときは、希望どおりのサービスが確保できなかった場合でも、原則として手配債務は終了する。」を直接支える根拠ではない。
エ：誤り。この肢は「企画旅行一般に適用される特則ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行業者が善良な管理者の注意をもって旅行サービスを手配したときは、希望どおりのサービスが確保できなかった場合でも、原則として手配債務は終了する。」を直接支える根拠ではない。
総合解説：設問の記述を直接支えるのは「手配旅行は「結果保証」ではなく、善良な管理者の注意をもって手配する義務である。満員等で希望どおり確保できなくても、適切な手配行為を行えば債務は終了し得る。」。他の3肢は同じ細分類に関係する事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0093

2-4 手配旅行・旅行相談 > 手配旅行の契約成立・手配義務 | 難易度：基礎

手配旅行の契約成立・手配義務について、A・Bそれぞれの正誤を判断し、適切な組合せを選びなさい。

A：変更手数料と取消手数料だけをいい、運賃や宿泊料は含まれない。

B：旅行者が申込書を書き始めた時

ア：二つの記述はいずれも妥当である。

イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。

ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。

エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。「A・Bとも適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは不適切）と一致しない。

イ：誤り。「Aのみ適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは不適切）と一致しない。

ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは不適切）と一致しない。

エ：正しい。Aは不適切、Bは不適切である。A：内容が逆である。運賃・宿泊料等と取扱料金が中心で、変更・取消手数料金は旅行代金の定義から除外される。B：申込書作成だけでは旅行業者の承諾も申込金受理もない。

総合解説：Aは不適切、Bは不適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：内容が逆である。運賃・宿泊料等と取扱料金が中心で、変更・取消手数料金は旅行代金の定義から除外される。Bの根拠：申込書作成だけでは旅行業者の承諾も申込金受理もない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0094

2-4 手配旅行・旅行相談 > 手配旅行の契約成立・手配義務 | 難易度：標準

手配旅行の契約成立・手配義務について、次の記述の中から正しいものを一つ選びなさい。

ア：旅券番号と海外旅行保険の証券番号だけ

イ：所定の申込書に必要事項を記入し、旅行業者が別に定める申込金とともに提出する。

ウ：旅行サービスの提供がすべて終了した時

エ：電話申込みであれば、必ず承諾前に契約が成立する。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。手配旅行の通信契約に共通して必須となる申込事項ではない。

イ：正しい。通常の手配旅行では、申込書と申込金の提出が基本である。通信契約や乗車券・宿泊券等のみを手配する特例では別の取扱いがある。

ウ：誤り。契約は旅行前に成立する。サービス終了時ではない。

エ：誤り。電話申込みであるだけでそのような効果は生じない。

総合解説：正答は「所定の申込書に必要事項を記入し、旅行業者が別に定める申込金とともに提出する。」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0095

2-4 手配旅行・旅行相談 > 手配旅行の契約成立・手配義務 | 難易度：標準

手配旅行の契約成立・手配義務に関する取扱いとして、妥当でない記述はどれか。

ア：書面による特約を結び、契約締結の承諾だけで成立させる場合

イ：旅行者の勤務先と年収だけ

ウ：手配するすべての旅行サービスについて、乗車券類や宿泊券などサービスを受ける権利を示す書面を交付するときは、契約書面を交付しないことがある。

エ：旅行者の委託により、代理・媒介・取次等を通じて旅行サービスを受けられるよう手配することを引き受ける契約である。

答え・解説

正答：イ

ア：適切である。標準約款は、書面による特約があれば、申込金を受けず承諾のみで手配旅行契約を成立させることを認めている。成立時期はその書面で明らかにする。

イ：誤りである。約款上の通信契約の申込事項ではない。

ウ：適切である。手配旅行では原則として契約成立後速やかに契約書面を交付するが、すべてのサービスについて権利証票を交付する場合には例外が認められる。

エ：適切である。手配旅行は、旅行者の委託に基づき旅行サービスの手配を引き受ける契約であり、旅行業者があらかじめ旅行計画を作成して募集する契約ではない。

総合解説：不適切なのは「旅行者の勤務先と年収だけ」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：約款上の通信契約の申込事項ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0096

2-4 手配旅行・旅行相談 > 手配旅行の契約成立・手配義務 | 難易度：標準

手配旅行の契約成立・手配義務について、次の記述「旅行業者が契約締結を承諾し、所定の申込金を受理した時」を正しいと判断する根拠として最も適切なものはどれか。

ア：通常の手配旅行契約は、承諾だけでなく、原則として申込金の受理が成立要件となる。

イ：金額だけで一律に省略する規定ではない。

ウ：手配旅行契約は、希望サービスの確保そのものを絶対的に保証する契約ではない。

エ：申込時点では未確定であり、申込みを構成する情報ではない。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。通常の手配旅行契約は、承諾だけでなく、原則として申込金の受理が成立要件となる。

イ：誤り。この肢は「金額だけで一律に省略する規定ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行業者が契約締結を承諾し、所定の申込金を受理した時」を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この肢は「手配旅行契約は、希望サービスの確保そのものを絶対的に保証する契約ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行業者が契約締結を承諾し、所定の申込金を受理した時」を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この肢は「申込時点では未確定であり、申込みを構成する情報ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行業者が契約締結を承諾し、所定の申込金を受理した時」を直接支える根拠ではない。

総合解説：設問の記述を直接支えるのは「通常の手配旅行契約は、承諾だけでなく、原則として申込金の受理が成立要件となる。」。他の3肢は同じ細分類に係る事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0097

2-4 手配旅行・旅行相談 > 手配旅行の契約成立・手配義務 | 難易度：標準

手配旅行の契約成立・手配義務に関する次のA・Bをそれぞれ判定した場合、正しい組合せはどれか。

A：書面による特約を結び、契約締結の承諾だけで成立させる場合

B：旅程管理を伴う受注型企画旅行で、旅行者が急いでいる場合

ア：二つの記述はいずれも妥当である。

イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。

ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。

エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。「A・Bとも適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

イ：正しい。Aは適切、Bは不適切である。A：標準約款は、書面による特約があれば、申込金を受けず承諾のみで手配旅行契約を成立させることを認めている。成立時期はその書面で明らかにする。B：受注型企画旅行の成立ルールとは別である。

ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

総合解説：Aは適切、Bは不適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：標準約款は、書面による特約があれば、申込金を受けず承諾のみで手配旅行契約を成立させることを認めている。成立時期はその書面で明らかにする。Bの根拠：受注型企画旅行の成立ルールとは別である。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0098

2-4 手配旅行・旅行相談 > 手配旅行の契約成立・手配義務 | 難易度：標準

手配旅行の契約成立・手配義務に関して、取扱い・内容として適切なものを選びなさい。

ア：旅行業者の広告に掲載されたすべてのサービス

イ：旅行者が旅行代金を全額支払った時点で、手配の有無に関係なく手配債務は終了する。

ウ：口頭で希望を伝えれば、どのような手配旅行でも申込金なしで当然に契約が成立する。

エ：運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とし、旅行代金と引換えにサービスを受ける権利を表示した書面を交付する場合

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。広告掲載の全サービスが個別契約の手配義務になるわけではない。

イ：誤り。支払いの完了と手配債務の適切な履行は別問題である。

ウ：誤り。口頭申込みが認められるのは一定の特則に該当する場合であり、一般原則ではない。

エ：正しい。乗車券や宿泊券等を代金と引換えに交付するタイプでは、口頭申込みを受け付ける特則がある。この場合は旅行業者が承諾した時に契約が成立する。

総合解説：正答は「運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とし、旅行代金と引換えにサービスを受ける権利を表示した書面を交付する場合」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0099

2-4 手配旅行・旅行相談 > 手配旅行の契約成立・手配義務 | 難易度：応用

手配旅行の契約成立・手配義務について、次の記述の中から誤っているものを一つ選びなさい。

ア：旅行業者が善良な管理者の注意をもって旅行サービスを手配したときは、希望どおりのサービスが確保できなかった場合でも、原則として手配債務は終了する。

イ：手配旅行では契約書面の交付制度そのものが存在しない。

ウ：会員番号その他の必要事項と、依頼しようとする旅行サービスの内容

エ：運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とし、旅行代金と引換えにサービスを受ける権利を表示した書面を交付する場合

答え・解説

正答：イ

ア：適切である。手配旅行は「結果保証」ではなく、善良な管理者の注意をもって手配する義務である。満員等で希望どおり確保できなくても、適切な手配行為を行えば債務は終了し得る。

イ：誤りである。原則として契約成立後速やかに契約書面を交付する。

ウ：適切である。通信契約では、提携カード会員としての必要事項と、依頼する旅行サービスの内容を通知して申し込む。

エ：適切である。乗車券や宿泊券等を代金と引換えに交付するタイプでは、口頭申込みを受け付ける特則がある。この場合は旅行業者が承諾した時に契約が成立する。

総合解説：不適切なのは「手配旅行では契約書面の交付制度そのものが存在しない。」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：原則として契約成立後速やかに契約書面を交付する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0100

2-4 手配旅行・旅行相談 > 手配旅行の契約成立・手配義務 | 難易度：応用

手配旅行の契約成立・手配義務について、「契約書面に記載された内容」を裏付ける説明として最も妥当なものはどれか。

ア：これは募集型企画旅行契約の説明である。

イ：契約書面を交付した場合、旅行業者が手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、その契約書面の記載によって定まる。

ウ：善良な管理者の注意をもった適切な手配が必要であり、単なる一度の照会だけで当然に終了するわけではない。

エ：内容が逆である。運賃・宿泊料等と取扱料金が中心で、変更・取消手続料金は旅行代金の定義から除外される。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この肢は「これは募集型企画旅行契約の説明である。」という関連事項を説明しているが、設問の「契約書面に記載された内容」を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。契約書面を交付した場合、旅行業者が手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、その契約書面の記載によって定まる。

ウ：誤り。この肢は「善良な管理者の注意をもった適切な手配が必要であり、単なる一度の照会だけで当然に終了するわけではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「契約書面に記載された内容」を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この肢は「内容が逆である。運賃・宿泊料等と取扱料金が中心で、変更・取消手続料金は旅行代金の定義から除外される。」という関連事項を説明しているが、設問の「契約書面に記載された内容」を直接支える根拠ではない。

総合解説：設問の記述を直接支えるのは「契約書面を交付した場合、旅行業者が手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、その契約書面の記載によって定まる。」。他の3肢は同じ細分類に関係する事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0101

2-4 手配旅行・旅行相談 > 変更・解除・精算・損害賠償 | 難易度：基礎

変更・解除・精算・損害賠償について、次の記述A・Bの正誤の組合せとして正しいものはどれか。

A：旅行業者は、可能な限り旅行者の求めに応じる。

B：旅行業者の承諾がなければ、旅行者は解除の意思表示をしても効力が生じない。

ア：二つの記述はいずれも妥当である。

イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。

ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。

エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。「A・Bとも適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

イ：正しい。Aは適切、Bは不適切である。A：標準約款では、旅行者は契約内容の変更を求めることができ、旅行業者は可能な限りその求めに応じる。B：任意解除権として規定されており、旅行業者の承諾を成立要件とはしていない。

ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

総合解説：Aは適切、Bは不適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：標準約款では、旅行者は契約内容の変更を求めることができ、旅行業者は可能な限りその求めに応じる。Bの根拠：任意解除権として規定されており、旅行業者の承諾を成立要件とはしていない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0102

2-4 手配旅行・旅行相談 > 変更・解除・精算・損害賠償 | 難易度：基礎

変更・解除・精算・損害賠償について、次のうち正しいものはどれか。

ア：既に完了した手配を取り消すための取消料等や変更に必要な費用に加え、旅行業者所定の変更手続料金を旅行者が負担し、旅行代金の増減も旅行者に帰属する。

イ：旅行者が契約書面を保管している場合

ウ：旅行終了後30日以内に限り支払う。

エ：差額は必ず旅行業者の利益又は損失として処理する。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。変更に伴う第三者への取消料・違約料等、変更費用、旅行業者の変更手続料金は旅行者負担となり、変更による旅行代金の増減も旅行者に帰属する。

イ：誤り。契約書面の保管は解除事由ではない。

ウ：誤り。旅行開始前の支払いが原則である。

エ：誤り。差額は旅行者との間で精算される。

総合解説：正答は「既に完了した手配を取り消すための取消料等や変更に必要な費用に加え、旅行業者所定の変更手続料金を旅行者が負担し、旅行代金の増減も旅行者に帰属する。」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0103

2-4 手配旅行・旅行相談 > 変更・解除・精算・損害賠償 | 難易度：基礎

変更・解除・精算・損害賠償に関して、取扱い・内容として適切でないものを選びなさい。

ア：提供済みサービスの対価や未提供サービスに係る取消料・違約料等のほか、旅行業者所定の取消手続料金と、旅行業者が得るはずであった取扱料金

イ：旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わない場合

ウ：旅行者は手配旅行契約を解除することができる。

エ：旅行者は契約の全部しか解除できず、一部解除は認められない。

答え・解説

正答：エ

ア：適切である。任意解除では、第三者サービスに関する費用だけでなく、旅行業者の取消手続料金と得べかりし取扱料金も負担対象となる。

イ：適切である。旅行代金の不払い、旅行業者による解除事由の一つである。通信契約でカード決済不能となった場合等も解除事由となり得る。

ウ：適切である。旅行業者の責めに帰すべき事由で手配不能になったときは、旅行者に解除権が認められる。

エ：誤りである。一部解除も認められる。

総合解説：不適切なのは「旅行者は契約の全部しか解除できず、一部解除は認められない。」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：一部解除も認められる。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0104

2-4 手配旅行・旅行相談 > 変更・解除・精算・損害賠償 | 難易度：標準

変更・解除・精算・損害賠償に関し、「提供済みサービスの対価や未提供サービスに係る取消料・違約料等のほか、旅行業者所定の取消手続料金と、旅行業者が得るはずであった取扱料金」という結論を支える根拠はどれか。

ア：手配不能が生じた時点で解除の問題となる。

イ：支払方法・時期には約款上の別ルールがあり、必ず契約成立時の現金全額払いではない。

ウ：約款は一定の事由による旅行代金変更を認めている。

エ：任意解除では、第三者サービスに関する費用だけでなく、旅行業者の取消手続料金と得べかりし取扱料金も負担対象となる。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この肢は「手配不能が生じた時点で解除の問題となる。」という関連事項を説明しているが、設問の「提供済みサービスの対価や未提供サービスに係る取消料・違約料等のほか、旅行業者所定の取消手続料金と、旅行業者が得るはずであった取扱料金」を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この肢は「支払方法・時期には約款上の別ルールがあり、必ず契約成立時の現金全額払いではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「提供済みサービスの対価や未提供サービスに係る取消料・違約料等のほか、旅行業者所定の取消手続料金と、旅行業者が得るはずであった取扱料金」を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この肢は「約款は一定の事由による旅行代金変更を認めている。」という関連事項を説明しているが、設問の「提供済みサービスの対価や未提供サービスに係る取消料・違約料等のほか、旅行業者所定の取消手続料金と、旅行業者が得るはずであった取扱料金」を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。任意解除では、第三者サービスに関する費用だけでなく、旅行業者の取消手続料金と得べかりし取扱料金も負担対象となる。

総合解説：設問の記述を直接支えるのは「任意解除では、第三者サービスに関する費用だけでなく、旅行業者の取消手続料金と得べかりし取扱料金も負担対象となる。」。他の3肢は同じ細分類に関係する事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0105

2-4 手配旅行・旅行相談 > 変更・解除・精算・損害賠償 | 難易度：標準

変更・解除・精算・損害賠償について、次のA・Bを個別に判断し、正しい組合せを選びなさい。

A：旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わない場合

B：旅行開始前の、旅行業者が定める期間までに支払う。

ア：二つの記述はいずれも妥当である。

イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。

ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。

エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。Aは適切、Bは適切である。A：旅行代金の不払いは、旅行業者による解除事由の一つである。通信契約でカード決済不能となった場合等も解除事由となり得る。B：手配旅行の旅行代金は、原則として旅行開始前に旅行業者が定める期限までに支払う。

イ：誤り。「Aのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは適切）と一致しない。

ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは適切）と一致しない。

エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは適切）と一致しない。

総合解説：Aは適切、Bは適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：旅行代金の不払いは、旅行業者による解除事由の一つである。通信契約でカード決済不能となった場合等も解除事由となり得る。Bの根拠：手配旅行の旅行代金は、原則として旅行開始前に旅行業者が定める期限までに支払う。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0106

2-4 手配旅行・旅行相談 > 変更・解除・精算・損害賠償 | 難易度：標準

変更・解除・精算・損害賠償に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

ア：旅行者は手配旅行契約を解除することができる。

イ：理由にかかわらず、既に収受した旅行代金は一切払い戻さない。

ウ：旅行開始後に旅行者が任意に決めた日に支払う。

エ：旅行者が最初にパンフレットを見た日

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。旅行業者の責めに帰すべき事由で手配不能になったときは、旅行者に解除権が認められる。

イ：誤り。旅行業者の責めに帰すべき手配不能では、所定の払戻しが行われる。

ウ：誤り。旅行者が自由に期限を決める制度ではない。

エ：誤り。契約上の決済日とは関係しない。

総合解説：正答は「旅行者は手配旅行契約を解除することができる。」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0107

2-4 手配旅行・旅行相談 > 変更・解除・精算・損害賠償 | 難易度：標準

変更・解除・精算・損害賠償について、次のうち誤っているものはどれか。

ア：払戻しを受けると、旅行者は損害賠償を請求できなくなる。

イ：旅行業者が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日

ウ：旅行業者は旅行終了後、速やかに旅行代金を精算する。

エ：旅行業者は、可能な限り旅行者の求めに応じる。

答え・解説

正答：ア

ア：誤りである。約款は、払戻しの規定が損害賠償請求を妨げないとしている。

イ：適切である。手配旅行の通信契約では、旅行代金についてのカード利用日は、確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とされる。

ウ：適切である。実際の負担額と既収受額に差があれば、旅行終了後に速やかに精算する。

エ：適切である。標準約款では、旅行者は契約内容の変更を求めることができ、旅行業者は可能な限りその求めに応じる。

総合解説：不適切なのは「払戻しを受けると、旅行者は損害賠償を請求できなくなる。」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：約款は、払戻しの規定が損害賠償請求を妨げないとしている。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0108

2-4 手配旅行・旅行相談 > 変更・解除・精算・損害賠償 | 難易度：標準

変更・解除・精算・損害賠償について、「旅行開始前の、旅行業者が定める期間までに支払う。」とする理由として最も適切なものを選びなさい。

ア：精算のために別契約を締結する必要はない。

イ：手配旅行の旅行代金は、原則として旅行開始前に旅行業者が定める期限までに支払う。

ウ：旅行者の求めによる変更では、関連費用や代金差額は原則として旅行者に帰属する。

エ：正当な質問そのものは解除事由ではない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この肢は「精算のために別契約を締結する必要はない。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行開始前の、旅行業者が定める期間までに支払う。」を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。手配旅行の旅行代金は、原則として旅行開始前に旅行業者が定める期限までに支払う。

ウ：誤り。この肢は「旅行者の求めによる変更では、関連費用や代金差額は原則として旅行者に帰属する。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行開始前の、旅行業者が定める期間までに支払う。」を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この肢は「正当な質問そのものは解除事由ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行開始前の、旅行業者が定める期間までに支払う。」を直接支える根拠ではない。

総合解説：設問の記述を直接支えるのは「手配旅行の旅行代金は、原則として旅行開始前に旅行業者が定める期限までに支払う。」。他の3肢は同じ細分類に関係する事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0109

2-4 手配旅行・旅行相談 > 変更・解除・精算・損害賠償 | 難易度：応用

変更・解除・精算・損害賠償に関するA・Bの記述を検討したとき、正しい正誤の組合せはどれか。

A：旅行者が旅行から帰宅した日

B：旅行業者は旅行代金を変更することがあり、その増加又は減少は旅行者に帰属する。

ア：二つの記述はいずれも妥当である。

イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。

ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。

エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。「A・Bとも適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは適切）と一致しない。

イ：誤り。「Aのみ適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは適切）と一致しない。

ウ：正しい。Aは不適切、Bは適切である。A：約款上のカード利用日ではない。B：手配旅行では、外部価格や為替等による旅行代金の変動を反映することがあり、増減はいずれも旅行者に帰属する。

エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは適切）と一致しない。

総合解説：Aは不適切、Bは適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：約款上のカード利用日ではない。Bの根拠：手配旅行では、外部価格や為替等による旅行代金の変動を反映することがあり、増減はいずれも旅行者に帰属する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0110

2-4 手配旅行・旅行相談 > 変更・解除・精算・損害賠償 | 難易度：応用

変更・解除・精算・損害賠償に関する取扱いとして、最も妥当な記述はどれか。

ア：差額は自動的に翌年の旅行代金へ繰り越される。

イ：旅行代金が減額になっても、その減額分は旅行業者に帰属する。

ウ：旅行業者所定の取消手数料金だけ

エ：旅行業者は旅行代金を変更することがあり、その増加又は減少は旅行者に帰属する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。そのような規定ではない。

イ：誤り。契約変更による旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属する。

ウ：誤り。提供済みサービスの対価や運送・宿泊機関等への取消料等も負担対象となる。

エ：正しい。手配旅行では、外部価格や為替等による旅行代金の変動を反映することがあり、増減はいずれも旅行者に帰属する。

総合解説：正答は「旅行業者は旅行代金を変更することがあり、その増加又は減少は旅行者に帰属する。」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0111

2-4 手配旅行・旅行相談 > 変更・解除・精算・損害賠償 | 難易度：基礎

変更・解除・精算・損害賠償に関する次の記述のうち、不適切なものはどれか。

ア：既に完了した手配を取り消すための取消料等や変更に必要な費用に加え、旅行者
所定の変更手続料金を旅行者が負担し、旅行代金の増減も旅行者に帰属する。

イ：旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わない場合

ウ：差額が生じても、契約終了後なので一切精算しない。

エ：旅行開始前の、旅行者が定める期間までに支払う。

答え・解説

正答：ウ

ア：適切である。変更に伴う第三者への取消料・違約料等、変更費用、旅行者の変更手続料金は旅行者負担となり、変更による旅行代金の増減も旅行者に帰属する。

イ：適切である。旅行代金の不払い、旅行者による解除事由の一つである。通信契約でカード決済不能となった場合等も解除事由となり得る。

ウ：誤りである。約款は旅行終了後の精算を予定している。

エ：適切である。手配旅行の旅行代金は、原則として旅行開始前に旅行者が定める期限までに支払う。

総合解説：不適切なのは「差額が生じても、契約終了後なので一切精算しない。」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：約款は旅行終了後の精算を予定している。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0112

2-4 手配旅行・旅行相談 > 変更・解除・精算・損害賠償 | 難易度：基礎

変更・解除・精算・損害賠償に関し、「旅行者が旅行者に差額を支払う。」という取扱いを直接裏付ける説明はどれか。

ア：約款上、旅行者は変更を求めることができる。

イ：運送・宿泊機関等へ支払う取消料・違約料等も旅行者負担となる。

ウ：精算旅行代金が既収受額を超えるときは旅行者が差額を支払い、下回るときは旅行者が差額を払い戻す。

エ：任意解除権として規定されており、旅行者の承諾を成立要件とはしていない。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この肢は「約款上、旅行者は変更を求めることができる。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行者が旅行者に差額を支払う。」を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この肢は「運送・宿泊機関等へ支払う取消料・違約料等も旅行者負担となる。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行者が旅行者に差額を支払う。」を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。精算旅行代金が既収受額を超えるときは旅行者が差額を支払い、下回るときは旅行者が差額を払い戻す。

エ：誤り。この肢は「任意解除権として規定されており、旅行者の承諾を成立要件とはしていない。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行者が旅行者に差額を支払う。」を直接支える根拠ではない。

総合解説：設問の記述を直接支えるのは「精算旅行代金が既収受額を超えるときは旅行者が差額を支払い、下回るときは旅行者が差額を払い戻す。」。他の3肢は同じ細分類に係る事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0113

2-4 手配旅行・旅行相談 > 旅行相談契約 | 難易度：基礎

旅行相談契約について、A・Bそれぞれの正誤を判断し、適切な組合せを選びなさい。

A：旅行者を募集して旅行業者が旅程管理まで行う契約である。

B：相談料金を全額使い切った時

ア：二つの記述はいずれも妥当である。

イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。

ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。

エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。「A・Bとも適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは不適切）と一致しない。

イ：誤り。「Aのみ適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは不適切）と一致しない。

ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは不適切）と一致しない。

エ：正しい。Aは不適切、Bは不適切である。A：これは募集型企画旅行に近い。B：相談料金の消費は成立時期ではない。

総合解説：Aは不適切、Bは不適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：これは募集型企画旅行に近い。Bの根拠：相談料金の消費は成立時期ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0114

2-4 手配旅行・旅行相談 > 旅行相談契約 | 難易度：標準

旅行相談契約について、次の記述の中から正しいものを一つ選びなさい。

ア：旅行地の法令は旅行相談契約の判断には一切関係しない。

イ：旅行に必要な経費の見積り

ウ：旅行計画に名称を記載した以上、旅行業者は空室を必ず確保する無過失責任を負う。

エ

：相談料金を全額使い切った時

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。約款上、旅行地で施行されている法令への違反のおそれが明示されている。

イ：正しい。旅行相談契約には、旅行計画作成の助言、計画作成、必要経費の見積り、旅行地や運送・宿泊機関等の情報提供などが含まれる。

ウ：誤り。約款は実際に手配可能であることまで保証しない。

エ：誤り。相談料金の消費は成立時期ではない。

総合解説：正答は「旅行に必要な経費の見積り」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0115

2-4 手配旅行・旅行相談 > 旅行相談契約 | 難易度：標準

旅行相談契約に関する取扱いとして、妥当でない記述はどれか。

ア：相談料金を全額使い切った時

イ：旅行業者が契約の締結を承諾した時

ウ：旅行業者は、その相談内容が旅行地で施行されている法令に違反するおそれがあるため、旅行相談契約の締結に応じないことがある。

エ：旅行者は、旅行業者が定める期日までに所定の相談料金を支払う。

答え・解説

正答：ア

ア：誤りである。相談料金の消費は成立時期ではない。

イ：適切である。通信手段による特則では、申込書の受理を要せず、旅行業者が締結を承諾した時に旅行相談契約が成立する。

ウ：適切である。相談内容が公序良俗に反する、又は旅行地の法令に違反するおそれがある場合は、旅行業者が契約締結を拒否できる場合に含まれる。

エ：適切である。旅行業者が相談業務を行ったときは、旅行者に所定の相談料金の支払義務が生じる。

総合解説：不適切なのは「相談料金を全額使い切った時」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：相談料金の消費は成立時期ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0116

2-4 手配旅行・旅行相談 > 旅行相談契約 | 難易度：標準

旅行相談契約について、次の記述「旅行業者が契約の締結を承諾した時」を正しいと判断する根拠として最も適切なものはどれか。

ア：相談契約は旅行業者と旅行者の契約である。

イ：通信手段による特則では、申込書の受理を要せず、旅行業者が締結を承諾した時に旅行相談契約が成立する。

ウ：故意・過失により損害を与えた場合には、約款の要件のもとで損害賠償責任が生じ得る。

エ：旅券の発給を決定する権限は旅行業者にはない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この肢は「相談契約は旅行業者と旅行者の契約である。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行業者が契約の締結を承諾した時」を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。通信手段による特則では、申込書の受理を要せず、旅行業者が締結を承諾した時に旅行相談契約が成立する。

ウ：誤り。この肢は「故意・過失により損害を与えた場合には、約款の要件のもとで損害賠償責任が生じ得る。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行業者が契約の締結を承諾した時」を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この肢は「旅券の発給を決定する権限は旅行業者にはない。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行業者が契約の締結を承諾した時」を直接支える根拠ではない。

総合解説：設問の記述を直接支えるのは「通信手段による特則では、申込書の受理を要せず、旅行業者が締結を承諾した時に旅行相談契約が成立する。」。他の3肢は同じ細分類に関係する事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0117

2-4 手配旅行・旅行相談 > 旅行相談契約 | 難易度：標準

旅行相談契約に関する次のA・Bをそれぞれ判定した場合、正しい組合せはどれか。

A：旅行地の法令は旅行相談契約の判断には一切関係しない。

B：旅行相談契約では、旅行業者の故意・過失があっても損害賠償責任は一切生じない。

ア：二つの記述はいずれも妥当である。

イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。

ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。

エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。「A・Bとも適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは不適切）と一致しない。

イ：誤り。「Aのみ適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは不適切）と一致しない。

ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは不適切）と一致しない。

エ：正しい。Aは不適切、Bは不適切である。A：約款上、旅行地で施行されている法令への違反のおそれが明示されている。B：故意・過失により損害を与えた場合には、約款の要件のもとで損害賠償責任が生じ得る。

総合解説：Aは不適切、Bは不適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：約款上、旅行地で施行されている法令への違反のおそれが明示されている。Bの根拠：故意・過失により損害を与えた場合には、約款の要件のもとで損害賠償責任が生じ得る。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0118

2-4 手配旅行・旅行相談 > 旅行相談契約 | 難易度：標準

旅行相談契約に関して、取扱い・内容として適切なものを選びなさい。

ア：契約成立後は、どのような事情が判明しても旅行業者は解除できない。

イ：旅行者は、旅行業者が定める期日までに所定の相談料金を支払う。

ウ：満室となった場合、旅行者は必ず旅行業者から旅行代金全額の補償を受ける。

エ：相談料金を収受することは認められず、必ず無料で行う契約である。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。約款上、一定の事由が判明した場合の解除権がある。

イ：正しい。旅行業者が相談業務を行ったときは、旅行者に所定の相談料金の支払義務が生じる。

ウ：誤り。旅行相談契約にそのような一律補償規定はない。

エ：誤り。約款は相談料金を収受することを前提としている。

総合解説：正答は「旅行者は、旅行業者が定める期日までに所定の相談料金を支払う。」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0119

2-4 手配旅行・旅行相談 > 旅行相談契約 | 難易度：応用

旅行相談契約について、次の記述の中から誤っているものを一つ選びなさい。

ア：解除できるのは旅行者だけで、旅行業者には解除権がない。

イ：旅行業者が相談料金を収受することを約し、旅行者の委託により旅行計画作成の助言等を行うことを引き受ける契約である。

ウ：旅行業者が契約締結を承諾し、申込書を受理した時

エ：旅行業者は、その相談内容が旅行地で施行されている法令に違反するおそれがあるため、旅行相談契約の締結に応じないことがある。

答え・解説

正答：ア

ア：誤りである。旅行業者にも所定の解除権がある。

イ：適切である。旅行相談契約は、相談料金を前提として、助言、旅行計画作成、見積り、情報提供などを行う契約である。

ウ：適切である。通常の旅行相談契約は、旅行業者が承諾し、所定事項を記入した申込書を受理した時に成立する。

エ：適切である。相談内容が公序良俗に反する、又は旅行地の法令に違反するおそれがある場合は、旅行業者が契約締結を拒否できる場合に含まれる。

総合解説：不適切なのは「解除できるのは旅行者だけで、旅行業者には解除権がない。」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：旅行業者にも所定の解除権がある。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0120

2-4 手配旅行・旅行相談 > 旅行相談契約 | 難易度：応用

旅行相談契約について、「旅行業者は、その計画に記載した運送・宿泊機関等について実際に手配できることまで保証していないため、予約できなかったことだけで直ちに責任を負うものではない。」を裏付ける説明として最も妥当なものはどれか。

ア：相談契約は旅行前の相談段階で成立する。

イ：満足度だけで当然に支払義務が消滅する規定ではない。

ウ：旅行相談契約は、作成した計画に記載したサービスの実際の手配可能性を保証する契約ではない。一方、相談契約の履行に故意・過失があり損害を与えた場合には別途賠償責任が問題となる。

エ：これは募集型企画旅行に近い。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この肢は「相談契約は旅行前の相談段階で成立する。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行業者は、その計画に記載した運送・宿泊機関等について実際に手配できることまで保証していないため、予約できなかったことだけで直ちに責任を負うものではない。」を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この肢は「満足度だけで当然に支払義務が消滅する規定ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行業者は、その計画に記載した運送・宿泊機関等について実際に手配できることまで保証していないため、予約できなかったことだけで直ちに責任を負うものではない。」を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。旅行相談契約は、作成した計画に記載したサービスの実際の手配可能性を保証する契約ではない。一方、相談契約の履行に故意・過失があり損害を与えた場合には別途賠償責任が問題となる。

エ：誤り。この肢は「これは募集型企画旅行に近い。」という関連事項を説明しているが、設問の「旅行業者は、その計画に記載した運送・宿泊機関等について実際に手配できることまで保証していないため、予約できなかったことだけで直ちに責任を負うものではない。」を直接支える根拠ではない。

総合解説：設問の記述を直接支えるのは「旅行相談契約は、作成した計画に記載したサービスの実際の手配可能性を保証する契約ではない。一方、相談契約の履行に故意・過失があり損害を与えた場合には別途賠償責任が問題となる。」。他の3肢は同じ細分類に関係する事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0121

2-5 運送・宿泊約款 > 貸切バス標準運送約款 | 難易度：基礎

貸切バス標準運送約款について、次の記述A・Bの正誤の組合せとして正しいものはどれか。

A：旅行者全員の住民票コード

B：乗車券を契約責任者に交付した時

ア：二つの記述はいずれも妥当である。

イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。

ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。

エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。「A・Bとも適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは適切）と一致しない。

イ：誤り。「Aのみ適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは適切）と一致しない。

ウ：正しい。Aは不適切、Bは適切である。A：標準約款上の運送申込書の必須記載事項ではない。B：原則として所定の運賃・料金の20%以上の支払い後に乗車券を発行し、契約はその乗車券を契約責任者に交付した時に成立する。

エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは適切）と一致しない。

総合解説：Aは不適切、Bは適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：標準約款上の運送申込書の必須記載事項ではない。Bの根拠：原則として所定の運賃・料金の20%以上の支払い後に乗車券を発行し、契約はその乗車券を契約責任者に交付した時に成立する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0122

2-5 運送・宿泊約款 > 貸切バス標準運送約款 | 難易度：基礎

貸切バス標準運送約款について、次のうち正しいものはどれか。

ア：バスが配車場所に到着した時に初めて成立する。

イ：変更できるのは運賃の支払方法だけで、旅行日程は変更できない。

ウ：申込み時は一切支払わず、旅行終了後に全額を支払う。

エ：配車の日時及び場所、旅行の日程、乗車申込人員など

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。契約は通常それ以前に成立する。

イ：誤り。旅行日程を含む申込事項全般が変更の対象となり得る。

ウ：誤り。原則は申込み時に20%以上の支払いを求める。

エ：正しい。貸切バスの運送申込書には、申込者・契約責任者、団体名、人数、車両数、配車日時・場所、旅行日程、支払方法など、運行に必要な事項を記載する。

総合解説：正答は「配車の日時及び場所、旅行の日程、乗車申込人員など」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0123

2-5 運送・宿泊約款 > 貸切バス標準運送約款 | 難易度：基礎

貸切バス標準運送約款に関して、取扱い・内容として適切でないものを選びなさい。

ア：旅行者全員の住民票コード

イ：乗車券を契約責任者に交付した時

ウ：あらかじめ書面で事業者の承諾を求める。ただし、緊急の場合や事業者が認める場合は書面を要しないことがある。

エ：運送申込書提出時に所定の運賃・料金の20%以上を支払い、残額は配車日の前日までに支払うよう求められる。

答え・解説

正答：ア

ア：誤りである。標準約款上の運送申込書の必須記載事項ではない。

イ：適切である。原則として所定の運賃・料金の20%以上の支払い後に乗車券を発行し、契約はその乗車券を契約責任者に交付した時に成立する。

ウ：適切である。契約変更は事前の書面承諾が原則である。事業者が電磁的方法を定めている場合は、その方法による承諾請求も可能である。

エ：適切である。標準約款は、申込み時20%以上、残額は配車日の前日までという支払ルールを基本としている。官公署、学校、常時取引先等とは特別の定めをすることがある。

総合解説：不適切なのは「旅行者全員の住民票コード」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：標準約款上の運送申込書の必須記載事項ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0124

2-5 運送・宿泊約款 > 貸切バス標準運送約款 | 難易度：標準

貸切バス標準運送約款に関し、「運送申込書提出時に所定の運賃・料金の20%以上を支払い、残額は配車日の前日までに支払うよう求められる。」という結論を支える根拠はどれか。

ア：24時間前以降の率ではない。

イ：標準約款は、申込み時20%以上、残額は配車日の前日までという支払ルールを基本としている。官公署、学校、常時取引先等とは特別の定めをすることがある。

ウ：翌日への自動繰越し規定ではない。

エ：運送申込者が記載する事項ではない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この肢は「24時間前以降の率ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「運送申込書提出時に所定の運賃・料金の20%以上を支払い、残額は配車日の前日までに支払うよう求められる。」を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。標準約款は、申込み時20%以上、残額は配車日の前日までという支払ルールを基本としている。官公署、学校、常時取引先等とは特別の定めをすることがある。

ウ：誤り。この肢は「翌日への自動繰越し規定ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「運送申込書提出時に所定の運賃・料金の20%以上を支払い、残額は配車日の前日までに支払うよう求められる。」を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この肢は「運送申込者が記載する事項ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「運送申込書提出時に所定の運賃・料金の20%以上を支払い、残額は配車日の前日までに支払うよう求められる。」を直接支える根拠ではない。

総合解説：設問の記述を直接支えるのは「標準約款は、申込み時20%以上、残額は配車日の前日までという支払ルールを基本としている。官公署、学校、常時取引先等とは特別の定めをすることがある。」。他の3肢は同じ細分類に係る事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0125

2-5 運送・宿泊約款 > 貸切バス標準運送約款 | 難易度：標準

貸切バス標準運送約款について、次のA・Bを個別に判断し、正しい組合せを選びなさい。

A：旅行者全員の銀行口座残高

B：運送申込書を作成した時点で当然に成立する。

ア：二つの記述はいずれも妥当である。

イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。

ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。

エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。「A・Bとも適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは不適切）と一致しない。

イ：誤り。「Aのみ適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは不適切）と一致しない。

ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは不適切）と一致しない。

エ：正しい。Aは不適切、Bは不適切である。A：運送申込書の記載事項ではない。B：申込書提出だけではなく、約款所定の手続を経て乗車券を交付した時に成立する。

総合解説：Aは不適切、Bは不適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：運送申込書の記載事項ではない。Bの根拠：申込書提出だけではなく、約款所定の手続を経て乗車券を交付した時に成立する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0126

2-5 運送・宿泊約款 > 貸切バス標準運送約款 | 難易度：標準

貸切バス標準運送約款に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

ア：旅行終了後に運賃精算が完了した時に成立する。

イ：配車の日時及び場所、旅行の日程、乗車申込人員など

ウ：契約責任者が口頭で宣言すれば、事業者の承諾なく当然に変更できる。

エ：申込み時に必ず100%を支払い、残額という考え方はない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。精算は契約履行後の処理である。

イ：正しい。貸切バスの運送申込書には、申込者・契約責任者、団体名、人数、車両数、配車日時・場所、旅行日程、支払方法など、運行に必要な事項を記載する。

ウ：誤り。変更には事業者の承諾が必要である。

エ：誤り。20%以上を先に支払い、残額を後日支払う仕組みが基本である。

総合解説：正答は「配車の日時及び場所、旅行の日程、乗車申込人員など」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0127

2-5 運送・宿泊約款 > フェリー標準運送約款 | 難易度：標準

フェリー標準運送約款について、次のうち誤っているものはどれか。

ア：「小児」には12歳未満の者に加え、12歳以上であっても小学生である者が含まれる。

イ：原則2個までであるが、船舶の輸送力等を勘案して事業者が支障がないと認めたときは2個を超えて持ち込めることがある。

ウ：大人1人に同伴される、1歳以上で小学校に就学していない小児1人（団体乗船や指定席等の例外を除く。）

エ：港湾施設の不動産賃貸だけ

答え・解説

正答：エ

ア：適切である。約款では、大人は原則12歳以上（小学生を除く）、小児は12歳未満及び12歳以上の小学生と整理される。

イ：適切である。一般の手回り品は原則2個まで。車いすや身体障害者補助犬はこの個数制限の一般物品とは別に扱われる。

ウ：適切である。1歳未満の小児は無料であり、1歳以上の未就学児も、大人1人につき1人までの同伴など所定条件を満たせば無料となる。指定の座席・寝台を1人で使用する場合等は別扱いである。

エ：誤りである。旅客運送契約とは異なる。

総合解説：不適切なのは「港湾施設の不動産賃貸だけ」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：旅客運送契約とは異なる。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0128

2-5 運送・宿泊約款 > フェリー標準運送約款 | 難易度：標準

フェリー標準運送約款について、「事業者が経営する航路で行う旅客及び手回り品の運送」とする理由として最も適切なものを選びなさい。

ア：そのような区分ではない。

イ：そのような基準ではない。

ウ：旅客運送の部は、事業者の航路における旅客と手回り品の運送に適用される。約款に定めのない事項は法令や一般の慣習による。

エ：無料となる同伴未就学児は大人1人につき1人までが基本である。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この肢は「そのような区分ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「事業者が経営する航路で行う旅客及び手回り品の運送」を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この肢は「そのような基準ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「事業者が経営する航路で行う旅客及び手回り品の運送」を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。旅客運送の部は、事業者の航路における旅客と手回り品の運送に適用される。約款に定めのない事項は法令や一般の慣習による。

エ：誤り。この肢は「無料となる同伴未就学児は大人1人につき1人までが基本である。」という関連事項を説明しているが、設問の「事業者が経営する航路で行う旅客及び手回り品の運送」を直接支える根拠ではない。

総合解説：設問の記述を直接支えるのは「旅客運送の部は、事業者の航路における旅客と手回り品の運送に適用される。約款に定めのない事項は法令や一般の慣習による。」。他の3肢は同じ細分類に係る事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0129

2-5 運送・宿泊約款 > フェリー標準運送約款 | 難易度：応用

フェリー標準運送約款に関するA・Bの記述を検討したとき、正しい正誤の組合せはどれか。

A：事業者が経営する航路で行う旅客及び手回り品の運送

B：「小児」には12歳未満の者に加え、12歳以上であっても小学生である者が含まれる。

ア：二つの記述はいずれも妥当である。

イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。

ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。

エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。Aは適切、Bは適切である。A：旅客運送の部は、事業者の航路における旅客と手回り品の運送に適用される。約款に定めのない事項は法令や一般の慣習による。B：約款では、大人は原則12歳以上（小学生を除く）、小児は12歳未満及び12歳以上の小学生と整理される。

イ：誤り。「Aのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは適切）と一致しない。

ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは適切）と一致しない。

エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは適切）と一致しない。

総合解説：Aは適切、Bは適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：旅客運送の部は、事業者の航路における旅客と手回り品の運送に適用される。約款に定めのない事項は法令や一般の慣習による。Bの根拠：約款では、大人は原則12歳以上（小学生を除く）、小児は12歳未満及び12歳以上の小学生と整理される。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0130

2-5 運送・宿泊約款 > フェリー標準運送約款 | 難易度：応用

フェリー標準運送約款に関する取扱いとして、最も妥当な記述はどれか。

ア：運賃には必ず3食分の食事代が含まれる。

イ：大人1人に同伴される、1歳以上で小学校に就学していない小児1人（団体乗船や指定席等の例外を除く。）

ウ：旅行者が船内で土産を買わなかった場合

エ：貨物自動車の陸上運送だけ

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。標準約款は食事代を含めていない。

イ：正しい。1歳未満の小児は無料であり、1歳以上の未就学児も、大人1人につき1人までの同伴など所定条件を満たせば無料となる。指定制の座席・寝台を1人で使用する場合等は別扱いである。

ウ：誤り。運航計画を変更する事由ではない。

エ：誤り。海上の旅客・手回り品運送を対象とする約款である。

総合解説：正答は「大人1人に同伴される、1歳以上で小学校に就学していない小児1人（団体乗船や指定席等の例外を除く。）」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0131

2-5 運送・宿泊約款 > フェリー標準運送約款 | 難易度：基礎

フェリー標準運送約款に関する次の記述のうち、不適切なものはどれか。

ア：「小児」には12歳未満の者に加え、12歳以上であっても小学生である者が含まれる。

イ：原則2個までであるが、船舶の輸送力等を勘案して事業者が支障がないと認めたときは2個を超えて持ち込めることがある。

ウ：貨物自動車の陸上運送だけ

エ：大人1人に同伴される、1歳以上で小学校に就学していない小児1人（団体乗船や指定席等の例外を除く。）

答え・解説

正答：ウ

ア：適切である。約款では、大人は原則12歳以上（小学生を除く）、小児は12歳未満及び12歳以上の小学生と整理される。

イ：適切である。一般の手回り品は原則2個まで。車いすや身体障害者補助犬はこの個数制限の一般物品とは別に扱われる。

ウ：誤りである。海上の旅客・手回り品運送を対象とする約款である。

エ：適切である。1歳未満の小児は無料であり、1歳以上の未就学児も、大人1人につき1人までの同伴など所定条件を満たせば無料となる。指定制の座席・寝台を1人で使用する場合は別扱いである。

総合解説：不適切なのは「貨物自動車の陸上運送だけ」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：海上の旅客・手回り品運送を対象とする約款である。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0132

2-5 運送・宿泊約款 > フェリー標準運送約款 | 難易度：基礎

フェリー標準運送約款に関し、「事業者が経営する航路で行う旅客及び手回り品の運送」という取扱いを直接裏付ける説明はどれか。

ア：大人・小児の区分が定められている。

イ：原則は2個であり、事業者が支障なしと認めれば2個超もあり得る。

ウ：旅客運送の部は、事業者の航路における旅客と手回り品の運送に適用される。約款に定めのない事項は法令や一般の慣習による。

エ：中学生は通常大人区分となる。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。この肢は「大人・小児の区分が定められている。」という関連事項を説明しているが、設問の「事業者が経営する航路で行う旅客及び手回り品の運送」を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この肢は「原則は2個であり、事業者が支障なしと認めれば2個超もあり得る。」という関連事項を説明しているが、設問の「事業者が経営する航路で行う旅客及び手回り品の運送」を直接支える根拠ではない。

ウ：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。旅客運送の部は、事業者の航路における旅客と手回り品の運送に適用される。約款に定めのない事項は法令や一般の慣習による。

エ：誤り。この肢は「中学生は通常大人区分となる。」という関連事項を説明しているが、設問の「事業者が経営する航路で行う旅客及び手回り品の運送」を直接支える根拠ではない。

総合解説：設問の記述を直接支えるのは「旅客運送の部は、事業者の航路における旅客と手回り品の運送に適用される。約款に定めのない事項は法令や一般の慣習による。」。他の3肢は同じ細分類に関係する事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0133

2-5 運送・宿泊約款 > JR旅客営業規則 | 難易度：基礎

JR旅客営業規則について、A・Bそれぞれの正誤を判断し、適切な組合せを選びなさい。

A：大人は12歳以上、小児は6歳以上12歳未満、幼児は1歳以上6歳未満、乳児は1歳未満である。

B：大人運賃の4分の3で、100円未満を切り上げる。

ア：二つの記述はいずれも妥当である。

イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。

ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。

エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。「A・Bとも適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

イ：正しい。Aは適切、Bは不適切である。A：JRの旅客営業規則では、大人・小児・幼児・乳児をこの年齢区分で定める。幼児・乳児でも、単独旅行や指定席を単独使用する場合等には小児として扱うことがある。B：JR旅客営業規則の原則と異なる。

ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。

総合解説：Aは適切、Bは不適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：JRの旅客営業規則では、大人・小児・幼児・乳児をこの年齢区分で定める。幼児・乳児でも、単独旅行や指定席を単独使用する場合等には小児として扱うことがある。Bの根拠：JR旅客営業規則の原則と異なる。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0134

2-5 運送・宿泊約款 > JR旅客営業規則 | 難易度：標準

JR旅客営業規則について、次の記述の中から正しいものを一つ選びなさい。

ア：大人運賃の3分の1で、1円単位まで計算する。

イ：大人は12歳以上、小児は6歳以上12歳未満、幼児は1歳以上6歳未満、乳児は1歳未満である。

ウ：さらに長距離向けの5日有効を流用する。

エ：営業キロが100キロメートルを超えるすべての普通乗車券

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。半額で、端数整理は10円単位で行う。

イ：正しい。JRの旅客営業規則では、大人・小児・幼児・乳児をこの年齢区分で定める。幼児・乳児でも、単独旅行や指定席を単独使用する場合等には小児として扱うことがある。

ウ：誤り。この距離帯の有効期間ではない。

エ：誤り。100kmを超えるからといって一律に途中下車禁止になるわけではない。

総合解説：正答は「大人は12歳以上、小児は6歳以上12歳未満、幼児は1歳以上6歳未満、乳児は1歳未満である。」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0135

2-5 運送・宿泊約款 > JR旅客営業規則 | 難易度：標準

JR旅客営業規則に関する取扱いとして、妥当でない記述はどれか。

- ア：大人の普通旅客運賃を半額とし、10円未満の端数を切り捨てて10円単位とする。
イ：100km超200kmまでの中距離券として2日有効とする。
ウ：全区間の営業キロが100キロメートルまでの普通乗車券を使用する場合
エ：大人は18歳以上、小児は12歳以上18歳未満である。

答え・解説

正答：エ

ア：適切である。小児の普通旅客運賃は原則として大人運賃の半額で、10円未満の端数を切り捨てる。
イ：適切である。普通乗車券は、100kmまで1日、100km超200kmまで2日、200kmを超えると原則200kmまで増すごとに1日加える。
ウ：適切である。営業キロ100kmまでの普通乗車券や、大都市近郊区間内相互発着の普通乗車券などは、原則として途中下車できない。
エ：誤りである。JRの年齢区分とは異なる。
総合解説：不適切なのは「大人は18歳以上、小児は12歳以上18歳未満である。」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：JRの年齢区分とは異なる。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0136

2-5 運送・宿泊約款 > JR旅客営業規則 | 難易度：標準

JR旅客営業規則について、次の記述「全区間の営業キロが100キロメートルまでの普通乗車券を使用する場合」を正しいと判断する根拠として最も適切なものはどれか。

- ア：営業キロ100kmまでの普通乗車券や、大都市近郊区間内相互発着の普通乗車券などは、原則として途中下車できない。
イ：所定条件を満たせば払戻し可能である。
ウ：有効期間内であることが条件の一つである。
エ：乳児は1歳未満である。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。営業キロ100kmまでの普通乗車券や、大都市近郊区間内相互発着の普通乗車券などは、原則として途中下車できない。
イ：誤り。この肢は「所定条件を満たせば払戻し可能である。」という関連事項を説明しているが、設問の「全区間の営業キロが100キロメートルまでの普通乗車券を使用する場合」を直接支える根拠ではない。
ウ：誤り。この肢は「有効期間内であることが条件の一つである。」という関連事項を説明しているが、設問の「全区間の営業キロが100キロメートルまでの普通乗車券を使用する場合」を直接支える根拠ではない。
エ：誤り。この肢は「乳児は1歳未満である。」という関連事項を説明しているが、設問の「全区間の営業キロが100キロメートルまでの普通乗車券を使用する場合」を直接支える根拠ではない。
総合解説：設問の記述を直接支えるのは「営業キロ100kmまでの普通乗車券や、大都市近郊区間内相互発着の普通乗車券などは、原則として途中下車できない。」。他の3肢は同じ細分類に関係する事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0137

2-5 運送・宿泊約款 > JR旅客営業規則 | 難易度：標準

JR旅客営業規則に関する次のA・Bをそれぞれ判定した場合、正しい組合せはどれか。
A：大人は12歳以上、小児は6歳以上12歳未満、幼児は1歳以上6歳未満、乳児は1歳未満である。
B：大人の普通旅客運賃を半額とし、10円未満の端数を切り捨てて10円単位とする。
ア：二つの記述はいずれも妥当である。
イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。
ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。
エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。Aは適切、Bは適切である。A：JRの旅客営業規則では、大人・小児・幼児・乳児をこの年齢区分で定める。幼児・乳児でも、単独旅行や指定席を単独使用する場合等には小児として扱うことがある。B：小児の普通旅客運賃は原則として大人運賃の半額で、10円未満の端数を切り捨てる。
イ：誤り。「Aのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは適切）と一致しない。
ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは適切）と一致しない。
エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは適切）と一致しない。
総合解説：Aは適切、Bは適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：JRの旅客営業規則では、大人・小児・幼児・乳児をこの年齢区分で定める。幼児・乳児でも、単独旅行や指定席を単独使用する場合等には小児として扱うことがある。Bの根拠：小児の普通旅客運賃は原則として大人運賃の半額で、10円未満の端数を切り捨てる。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0138

2-5 運送・宿泊約款 > JR旅客営業規則 | 難易度：標準

JR旅客営業規則に関して、取扱い・内容として適切なものを選びなさい。
ア：大人運賃の4分の3で、100円未満を切り上げる。
イ：大人は12歳以上、小児は6歳以上12歳未満、幼児は1歳以上6歳未満、乳児は1歳未満である。
ウ：100kmまでの短距離券と同じ1日有効とする。
エ：有効期間が2日以上すべての普通乗車券

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。JR旅客営業規則の原則と異なる。
イ：正しい。JRの旅客営業規則では、大人・小児・幼児・乳児をこの年齢区分で定める。幼児・乳児でも、単独旅行や指定席を単独使用する場合等には小児として扱うことがある。
ウ：誤り。100kmまでが原則1日である。
エ：誤り。有効期間だけで一律に禁止されるわけではない。
総合解説：正答は「大人は12歳以上、小児は6歳以上12歳未満、幼児は1歳以上6歳未満、乳児は1歳未満である。」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0139

2-5 運送・宿泊約款 > モデル宿泊約款 | 難易度：応用

モデル宿泊約款について、次の記述の中から誤っているものを一つ選べなさい。

ア：申し出があった時点で、新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理する。

イ：宿泊契約の締結に応じないことができる。

ウ：申込金は宿泊期間全日数の基本宿泊料の10倍まで求められる。

エ：宿泊料金は申し受ける。

答え・解説

正答：ウ

ア：適切である。延泊の申出は、当初契約が当然に延長されるのではなく、新たな宿泊契約の申込みとして扱われる。

イ：適切である。満室で客室の余裕がない場合は、宿泊契約の締結に応じないことができる事由の一つである。

ウ：誤りである。上限の考え方が異なる。3日を超える宿泊でも3日間の基本宿泊料が限度である。

エ：適切である。客室を提供して使用可能になった後に宿泊客が任意に宿泊しなかった場合でも、宿泊料金は発生する。

総合解説：不適切なのは「申込金は宿泊期間全日数の基本宿泊料の10倍まで求められる。」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：上限の考え方が異なる。3日を超える宿泊でも3日間の基本宿泊料が限度である。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0140

2-5 運送・宿泊約款 > モデル宿泊約款 | 難易度：応用

モデル宿泊約款について、「宿泊契約はホテル・旅館が申込みを承諾したときに成立し、成立後に求める申込金は、宿泊期間が3日を超える場合でも3日間の基本宿泊料を限度とする。」を裏付ける説明として最も妥当なものはどれか。

ア：空室等の状況に応じて新たな申込みとして扱う。

イ：そのような規定ではない。

ウ：客室提供後の自己都合不宿泊でも宿泊料金を申し受ける。

エ：モデル宿泊約款では承諾時に契約が成立し、申込金を求める場合の上限は宿泊期間3日分の基本宿泊料である。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。この肢は「空室等の状況に応じて新たな申込みとして扱う。」という関連事項を説明しているが、設問の「宿泊契約はホテル・旅館が申込みを承諾したときに成立し、成立後に求める申込金は、宿泊期間が3日を超える場合でも3日間の基本宿泊料を限度とする。」を直接支える根拠ではない。

イ：誤り。この肢は「そのような規定ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「宿泊契約はホテル・旅館が申込みを承諾したときに成立し、成立後に求める申込金は、宿泊期間が3日を超える場合でも3日間の基本宿泊料を限度とする。」を直接支える根拠ではない。

ウ：誤り。この肢は「客室提供後の自己都合不宿泊でも宿泊料金を申し受ける。」という関連事項を説明しているが、設問の「宿泊契約はホテル・旅館が申込みを承諾したときに成立し、成立後に求める申込金は、宿泊期間が3日を超える場合でも3日間の基本宿泊料を限度とする。」を直接支える根拠ではない。

エ：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。モデル宿泊約款では承諾時に契約が成立し、申込金を求める場合の上限は宿泊期間3日分の基本宿泊料である。

総合解説：設問の記述を直接支えるのは「モデル宿泊約款では承諾時に契約が成立し、申込金を求める場合の上限は宿泊期間3日分の基本宿泊料である。」。他の3肢は同じ細分類に係る事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0141

2-5 運送・宿泊約款 > モデル宿泊約款 | 難易度：基礎

モデル宿泊約款について、次の記述A・Bの正誤の組合せとして正しいものはどれか。
A：宿泊契約はホテル・旅館が申込みを承諾したときに成立し、成立後に求める申込金は、宿泊期間が3日を超える場合でも3日間の基本宿泊料を限度とする。
B：延泊の申出は一切認められない。
ア：二つの記述はいずれも妥当である。
イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。
ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。
エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。「A・Bとも適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。
イ：正しい。Aは適切、Bは不適切である。A：モデル宿泊約款では承諾時に契約が成立し、申込金を求める場合の上限は宿泊期間3日分の基本宿泊料である。B：空室等の状況に応じて新たな申込みとして扱う。
ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。
エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは適切、Bは不適切）と一致しない。
総合解説：Aは適切、Bは不適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：モデル宿泊約款では承諾時に契約が成立し、申込金を求める場合の上限は宿泊期間3日分の基本宿泊料である。Bの根拠：空室等の状況に応じて新たな申込みとして扱う。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0142

2-5 運送・宿泊約款 > モデル宿泊約款 | 難易度：基礎

モデル宿泊約款について、次のうち正しいものはどれか。
ア：宿泊料金は申し受ける。
イ：客室を提供できなくても、ホテルは何の対応もする必要がない。
ウ：寝具のみを提供したときは、大人料金の70%とする。（寝具のみを高率にする案）
エ：宿泊契約では申込金を求めることが一切禁止されている。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。客室を提供して使用可能になった後に宿泊客が任意に宿泊しなかった場合でも、宿泊料金は発生する。
イ：誤り。代替宿泊施設のあつ旋等の取扱いが定められている。
ウ：誤り。寝具のみは30%の例示である。
エ：誤り。所定の範囲で申込金を求めることができる。
総合解説：正答は「宿泊料金は申し受ける。」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0143

2-5 運送・宿泊約款 > モデル宿泊約款 | 難易度：基礎

モデル宿泊約款に関して、取扱い・内容として適切でないものを選びなさい。

ア：宿泊契約では申込金を求めることが一切禁止されている。

イ：申し出があった時点で、新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理する。

ウ：宿泊契約の締結に応じないことができる。

エ：宿泊料金は申し受ける。

答え・解説

正答：ア

ア：誤りである。所定の範囲で申込金を求めることができる。

イ：適切である。延泊の申出は、当初契約が当然に延長されるのではなく、新たな宿泊契約の申込みとして扱われる。

ウ：適切である。満室で客室の余裕がない場合は、宿泊契約の締結に応じないことができる事由の一つである。

エ：適切である。客室を提供して使用可能になった後に宿泊客が任意に宿泊しなかった場合でも、宿泊料金は発生する。

総合解説：不適切なのは「宿泊契約では申込金を求めることが一切禁止されている。」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：所定の範囲で申込金を求めることができる。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0144

2-5 運送・宿泊約款 > モデル宿泊約款 | 難易度：標準

モデル宿泊約款に関し、「宿泊契約はホテル・旅館が申込みを承諾したときに成立し、成立後に求める申込金は、宿泊期間が3日を超える場合でも3日間の基本宿泊料を限度とする。」という結論を支える根拠はどれか。

ア：宿泊客本人が申し出ることができる。

イ：モデル宿泊約款では承諾時に契約が成立し、申込金を求める場合の上限は宿泊期間3日分の基本宿泊料である。

ウ：そのような義務はない。

エ：一律半額とする規定ではない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。この肢は「宿泊客本人が申し出ることができる。」という関連事項を説明しているが、設問の「宿泊契約はホテル・旅館が申込みを承諾したときに成立し、成立後に求める申込金は、宿泊期間が3日を超える場合でも3日間の基本宿泊料を限度とする。」を直接支える根拠ではない。

イ：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。モデル宿泊約款では承諾時に契約が成立し、申込金を求める場合の上限は宿泊期間3日分の基本宿泊料である。

ウ：誤り。この肢は「そのような義務はない。」という関連事項を説明しているが、設問の「宿泊契約はホテル・旅館が申込みを承諾したときに成立し、成立後に求める申込金は、宿泊期間が3日を超える場合でも3日間の基本宿泊料を限度とする。」を直接支える根拠ではない。

エ：誤り。この肢は「一律半額とする規定ではない。」という関連事項を説明しているが、設問の「宿泊契約はホテル・旅館が申込みを承諾したときに成立し、成立後に求める申込金は、宿泊期間が3日を超える場合でも3日間の基本宿泊料を限度とする。」を直接支える根拠ではない。

総合解説：設問の記述を直接支えるのは「モデル宿泊約款では承諾時に契約が成立し、申込金を求める場合の上限は宿泊期間3日分の基本宿泊料である。」。他の3肢は同じ細分類に係る事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0145

2-5 運送・宿泊約款 > 国内航空運送約款 | 難易度：標準

国内航空運送約款について、次のA・Bを個別に判断し、正しい組合せを選びなさい。
A：日本の航空会社が運航すれば、出発地や到着地が外国でもすべて国内運送となる。
B：航空券は家族間であれば必ず名義変更なしで譲渡できる。
ア：二つの記述はいずれも妥当である。
イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。
ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。
エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。「A・Bとも適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは不適切）と一致しない。
イ：誤り。「Aのみ適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは不適切）と一致しない。
ウ：誤り。「Bのみ適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは不適切）と一致しない。
エ：正しい。Aは不適切、Bは不適切である。A：運送人の国籍ではなく、契約上の地点によって区分される。
B：家族であっても、本人のみ使用できるという原則がある。
総合解説：Aは不適切、Bは不適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：運送人の国籍ではなく、契約上の地点によって区分される。Bの根拠：家族であっても、本人のみ使用できるという原則がある。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0146

2-5 運送・宿泊約款 > 国内航空運送約款 | 難易度：標準

国内航空運送約款に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。
ア：運送契約上の出発地、到達地及び予定寄航地がすべて日本国内にある運送
イ：航空券は家族間であれば必ず名義変更なしで譲渡できる。
ウ：運送開始後は有効期間という概念がなくなる。
エ：航空運賃には、到着後のホテル宿泊料が必ず含まれる。

答え・解説

正答：ア

ア：正しい。ANA約款では、国際運送以外で、出発地・到達地・予定寄航地がすべて日本国内にある運送を国内運送としている。
イ：誤り。家族であっても、本人のみ使用できるという原則がある。
ウ：誤り。運送開始後にも有効期間の定めがある。
エ：誤り。宿泊料は航空運賃に当然含まれない。
総合解説：正答は「運送契約上の出発地、到達地及び予定寄航地がすべて日本国内にある運送」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0147

2-5 運送・宿泊約款 > 国内航空運送約款 | 難易度：標準

国内航空運送約款について、次のうち誤っているものはどれか。

- ア：日本の航空会社が運航すれば、出発地や到着地が外国でもすべて国内運送となる。
イ：航空券は旅客本人のみが使用でき、第三者に譲渡できない。
ウ：運送開始済みなら運送開始日及びその翌日から起算して1年、未使用なら発行日及びその翌日から起算して1年
エ：原則として出発地空港から到達地空港までの航空運送に適用され、空港間や空港と市内間の地上連絡輸送は当然には含まれない。

答え・解説

正答：ア

ア：誤りである。運送人の国籍ではなく、契約上の地点によって区分される。

- イ：適切である。航空券は記名性を有し、旅客本人のみが使用できる。第三者への譲渡は認められていない。
ウ：適切である。約款上の基本的な有効期間は1年である。ただし、1年未満の有効期間を定めた運賃が適用されるフライトクーポンにはその短い期間が適用される。
エ：適切である。航空運賃は空港間の航空運送を基本とし、会社規則に明文がある場合を除き、空港と市内の地上連絡輸送等は含まれない。
総合解説：不適切なのは「日本の航空会社が運航すれば、出発地や到着地が外国でもすべて国内運送となる。」。他の3肢は同じ細分類の別論点としてそれぞれ適切である。根拠：運送人の国籍ではなく、契約上の地点によって区分される。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0148

2-5 運送・宿泊約款 > 国内航空運送約款 | 難易度：標準

国内航空運送約款について、「原則として出発地空港から到達地空港までの航空運送に適用され、空港間や空港と市内間の地上連絡輸送は当然には含まれない。」とする理由として最も適切なものを選びなさい。

- ア：約款には追加運賃なしの有効期間延長の仕組みがある。
イ：約款は一部事項で運航会社規則が適用される可能性を定めている。
ウ：旅客又は手荷物の航空運送に関する定義である。
エ：航空運賃は空港間の航空運送を基本とし、会社規則に明文がある場合を除き、空港と市内の地上連絡輸送等は含まれない。

答え・解説

正答：エ

- ア：誤り。この肢は「約款には追加運賃なしの有効期間延長の仕組みがある。」という関連事項を説明しているが、設問の「原則として出発地空港から到達地空港までの航空運送に適用され、空港間や空港と市内間の地上連絡輸送は当然には含まれない。」を直接支える根拠ではない。
イ：誤り。この肢は「約款は一部事項で運航会社規則が適用される可能性を定めている。」という関連事項を説明しているが、設問の「原則として出発地空港から到達地空港までの航空運送に適用され、空港間や空港と市内間の地上連絡輸送は当然には含まれない。」を直接支える根拠ではない。
ウ：誤り。この肢は「旅客又は手荷物の航空運送に関する定義である。」という関連事項を説明しているが、設問の「原則として出発地空港から到達地空港までの航空運送に適用され、空港間や空港と市内間の地上連絡輸送は当然には含まれない。」を直接支える根拠ではない。
エ：正しい。設問の記述を直接支える根拠である。航空運賃は空港間の航空運送を基本とし、会社規則に明文がある場合を除き、空港と市内の地上連絡輸送等は含まれない。
総合解説：設問の記述を直接支えるのは「航空運賃は空港間の航空運送を基本とし、会社規則に明文がある場合を除き、空港と市内の地上連絡輸送等は含まれない。」。他の3肢は同じ細分類に係る事項だが、設問の結論を導く直接の理由ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0149

2-5 運送・宿泊約款 > 国内航空運送約款 | 難易度：応用

国内航空運送約款に関するA・Bの記述を検討したとき、正しい正誤の組合せはどれか。

A：出発地だけが日本国内であれば、到達地が外国でも国内運送となる。
B：航空券は旅客本人のみが使用でき、第三者に譲渡できない。
ア：二つの記述はいずれも妥当である。
イ：前半Aは妥当だが、後半Bには誤りがある。
ウ：前半Aには誤りがあり、後半Bは妥当である。
エ：両方の記述に誤りが含まれる。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。「A・Bとも適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは適切）と一致しない。
イ：誤り。「Aのみ適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは適切）と一致しない。
ウ：正しい。Aは不適切、Bは適切である。A：到達地や予定寄航地も日本国内である必要がある。B：航空券は記名性を有し、旅客本人のみが使用できる。第三者への譲渡は認められていない。
エ：誤り。「A・Bとも不適切」という判定は実際の評価（Aは不適切、Bは適切）と一致しない。
総合解説：Aは不適切、Bは適切である。AとBを別々に判定してから組合せを選ぶ。Aの根拠：到達地や予定寄航地も日本国内である必要がある。Bの根拠：航空券は記名性を有し、旅客本人のみが使用できる。第三者への譲渡は認められていない。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01

0150

2-5 運送・宿泊約款 > 国内航空運送約款 | 難易度：応用

国内航空運送約款に関する取扱いとして、最も妥当な記述はどれか。

A：航空券は搭乗日当日になれば無記名証券として扱われる。
イ：発行日から一律24時間だけ
ウ：運送契約上の出発地、到達地及び予定寄航地がすべて日本国内にある運送
エ：航空運賃には、出発地の自宅から空港までのタクシー代が必ず含まれる。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。無記名化する規定ではない。
イ：誤り。基本有効期間は1年である。
ウ：正しい。ANA約款では、国際運送以外で、出発地・到達地・予定寄航地がすべて日本国内にある運送を国内運送としている。
エ：誤り。地上連絡輸送は原則含まれない。
総合解説：正答は「運送契約上の出発地、到達地及び予定寄航地がすべて日本国内にある運送」。各肢は同じ細分類内の別論点なので、個別の制度・約款・計算・地理根拠で判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度・試験基準日 2026-06-01